

平成27年度
私立短大教務担当者研修会

短期大学教育に関連する文教施策の現状について

●
平成27年10月28日
文部科学省高等教育局大学振興課
短期大学係 平尾 亘



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

説明内容

1. 短期大学制度について
2. 大学の現状と改革の動向
3. 短期大学の近年の状況等
4. 高大接続改革の実現に向けた取組
5. 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関
の制度化の検討
6. 大学の力を活用した地方創生
7. 予算関係

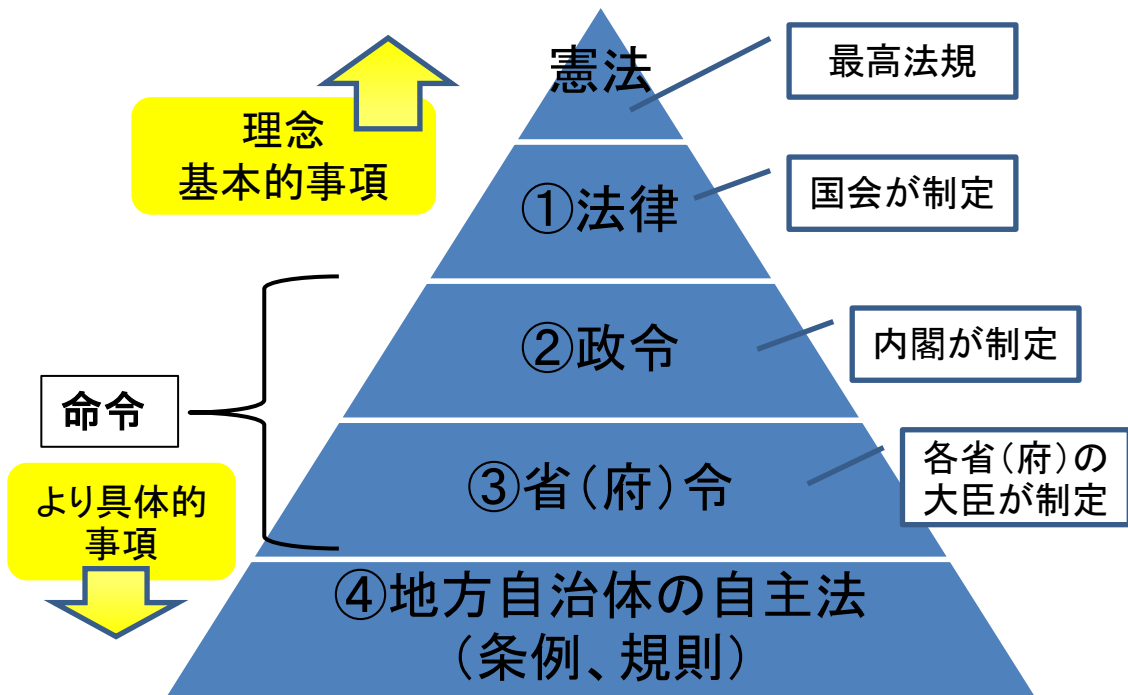


1. 短期大学制度について



本題の前に・・・ ～ウォーミングアップ～

日本における主な法規の類型



⑤告示

広く国民に知らせるために公示を必要とする場合の形式

⑥訓令

所管の諸機関及び職員に対して命令または示達する際の形式

⑦通達

【参考】

河川法>河川法施行令>河川法施行規則
公職選挙法>公職選挙法施行令>公職選挙法施行規則
学校給食法>学校給食法施行令>学校給食法施行規則

Q 以下、短期大学に関連する法規です。それぞれ左図のうちのどの類型（①～⑦）に該当しますか。

●学校教育法

(昭和22年3月31日法律第26号)

●短期大学設置基準

(昭和50年4月28日文部省令第21号)

●学校教育法施行規則

(昭和22年5月23日文部省令第11号)

●教育基本法

(平成18年12月22日法律第120号)

●短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件

(平成15年3月31日文部科学省告示第51号)

●学校教育法施行令

(昭和28年10月31日政令第340号)

短期大学制度の沿革(1)

【戦前の高等教育制度】

旧制大学、高等学校、専門学校など複数の学校種別が存在(複線型)

【戦後】

昭和22年3月 「教育基本法」「学校教育法」公布

昭和23年4月 新教育制度の発足 → いわゆる「6・3・3・4制」(単線型)へ移行

しかしながら、

- ・多くの学校は戦禍の犠牲となり、校舎など多くの施設・設備を失っていた
- ・戦前になされていた教育内容も多種多様



旧制の高等教育機関が一律に4年制大学に転換することは現実的に無理があった

昭和25年4月1日(昭和24年6月法律第179号)学校教育法の一部改正
・暫定的制度として発足 学校数:149校(国立:0校、公立:17校、私立:132校)

制度創設の理由

- ①旧制の高等学校、専門学校のうち、新制大学に転換することが困難であるものの救済
(新制高等学校卒業者の進路の確保)
- ②父兄及び学生の経済的負担の軽減
- ③短期間における実務者の養成、女子教育の要望 など

暫定的な制度とされたのは、6・3・3・4制が始まったばかりであり、その成果を見極めてから恒久化を目指すべきと考えられたため

高等教育のすそ野を広げるという役割を担って戦後に誕生した短期大学は、戦前には一部の人々にしか享受できなかった高等教育の機会をより身近に引き寄せ、多くの国民、特に女子に受け入れられ急速に定着していく

昭和29年には251校(学生数78,497人)と規模拡大

ほぼ全都道府県に短期大学が設置、所在地が地方の中小都市まで及び、地域密着型という現在の特色が形成される



短期大学制度の沿革(2)



短期大学制度の恒久化へ向けた動きが活発化

昭和33、34年 専科大学法案国会提出(第28回通常国会、第30回臨時国会、第31回通常国会)
(短期大学の恒久化を図り、専科大学と名称変更し、大学とは別の実践的技術者養成の専門機関とする)



いずれも廃案

昭和39年6月19日(昭和39年6月法律第1710号)学校教育法の一部改正
・恒常的制度として発足 学校数:339校(国立:29校、公立:40校、私立:270校)

大学の枠内で恒久化(従来どおり、大学とは別種の学校とはしなかった)

- ・それまでの大学の修業年限の特例として存置されてきた実態の尊重
- ・教育水準をできる限り高く保持することを考慮

◆短期大学設置基準の制定

昭和24年8月 大学設置審議会が設置認可の基準として「短期大学設置基準」(申し合わせ事項)制定

短期大学の設置学科の多様化が進み、申し合わせ事項である短期大学設置基準ではカバーできない部分も出てきた

昭和51年4月1日(昭和50年文部省令第21号)短期大学設置基準施行

短期大学の多様な発展を促すため、旧設置基準(申し合わせ事項)と比較して、弾力的な基準に

(主な改正点)

- ・開設(開講)授業科目の科目数、単位数を規定せず、一般教育科目の例示を廃止
- ・45時間の学修をもって1単位とし、週数についての規定なし
- ・卒業の要件単位数の取り扱いを弾力化 など

- カリキュラムに各々の短期大学の個性が出せるようになり、多様な学科新設にも対応可能に
- 各短期大学の方針によって、一般教養機関としても、専門教育機関としても、従来に較べてより徹底した内容のものとなることとなり、社会の要請にも適切、柔軟に対応することが可能に

短期大学制度の沿革(3)

平成3年2月8日「短期大学教育の改善について」(大学審議会答申)

- ・短期大学設置基準の大綱化・簡素化
- ・短期大学卒業生に対する称号「準学士」の創設
- ・自己点検・自己評価システムの導入など

平成3年7月1日(平成3年4月法律第25号)学校教育法の一部改正

- ・短期大学卒業生に対する準学士の称号の創設

平成3年7月1日(平成3年6月文部省令第29号)短期大学設置基準の一部改正

- ・大綱化による制度の弾力化(一般教育科目、専門教育科目等の授業科目の区分の廃止等)
- ・学習機会の多様化(生涯学習の振興の観点)
- ・自己点検・自己評価の導入(大学等の水準の維持向上)

弾力化により各大学の見識、裁量に委ねる制度とする一方、質保証の仕組みとして「自己点検・自己評価」が導入され、設置基準において努力義務化(平成11年9月の改正により、自己点検・評価の実施及びその結果の公表について義務化)

なお、質保証の仕組みとして、平成14年の学校教育法の改正により認証評価制度が導入され(平成16年度より実施)、また、自己点検・評価の実施及びその結果の公表についても、学校教育法上、義務化された。

平成17年1月28日「我が国の高等教育の将来像」(中央教育審議会答申)

- ・短期大学の個性・特色の明確化
- ・短期大学卒業生に対する学位「短期大学士」の創設 など

平成17年10月1日(平成17年7月法律第83号)学校教育法の一部改正

- ・短期大学卒業生に対する「短期大学士」の学位授与制度の創設

短期大学に関する規定(1)

教育基本法(平成18年法律第120号)

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

学校教育法(昭和22年法律第26号)

(学校の範囲)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(大学)

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。(略)

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。(略)

② (略)

(大学院)

第九十七条 大学には、大学院を置くことができる。

(学位)

第一百四条 大学(第八十八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 (略)

3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

4~5 (略)

(短期大学)

第一百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

4 第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

5 第二項の大学には、学科を置く。

6 第二項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。

7 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

8 第九十七条の規定は、第二項の大学については適用しない。

短期大学に関する規定(2)

第百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

- 「目的に代えて」と表現しているのは、短期大学を大学の枠内の制度として位置づけるという基本的な考え方によるものと考えられる。
- 4年制大学は「学術の中心として」の性格を有するが、短期大学は職業又は實際生活に関する専門教育機関としての性格が主であるので、「学術の中心として」の字句を省いている。
- 4年制大学が一般教養を授けることを特に重視し「広く知識を授ける」ことを目的としているのに対し、短期大学はむしろ専門教育に重点を置いているため、短期大学の目的から「広く知識を授ける」の字句が省かれている。(もちろん短期大学における一般教養の教授が不必要であるという趣旨ではない。短期大学設置基準において、教育課程の編成方針として幅広く深い教養等に適切に配慮すべきことが規定されている。)

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

- 実態としては、修業年限を二年とする短期大学が多数を占め、修業年限を三年とする短期大学は医療技術関係の学科又は夜間学科の場合に多い。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

4 第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

5 第二項の大学には、学科を置く。

- 短期大学は、その実態に即し、学部を置かず、4年制大学の場合の学部に相当する基本組織としては学科を置くこととされている。
- 学科の種類は特に法定されていないが、短期大学設置基準においておおよその分野の区分が規定されている。
(文学関係、教育学・保育学関係、法学関係…)

短期大学に関する規定(3)

(参考)

○学校教育法において、大学に関する規定のうち、短期大学にも適用される規定

第88条(相当期間の修業年限への通算)

第99条(入学資格)、第91条(専攻科及び別科)、第92条(学長、教授その他の職員)、第93条(教授会)、第94条(大学設置基準等についての諮問)、第95条(大学設置の認可についての諮問)、第96条(研究施設の附置)

第98条(公私立大学の所轄庁)

第105条(履修証明の交付)、第106条(名誉教授)、第107条(公開講座)

第109条(自己点検・評価及び認証評価制度)

第113条(教育研究活動の公表)、第114条(準用規定)

※短期大学は大学の範疇に属するものであり、法令上も特に短期大学を除く旨の定めがない限り、「大学」には短期大学も含まれるものとして取扱われている。

各学校種における設置基準等の比較(1)

「中教審 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会(第2回)」資料より

	専門職大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践専門課程
目的	学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと。	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること。	深く専門の学芸を教授研究し、 職業又は実際生活に必要な能力を育成すること。	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること。	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。 ①修業年限が1年以上 ②授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。 ③教育を受ける者が常時40人以上であること。	職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの
	目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。			目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	-	
修業年限	・2年または1年以上2年未満の期間(後者は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合) (法科大学院は3年、教職大学院は2年) ※教育上の必要があると認められるときは特例がある。	・4年 (医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものまたは獣医学を履修する課程は6年)	・2年または3年	・5年 (商船に関する学科は5年6ヶ月)	・1年以上	・2年以上
学位・称号	【学位】 修士(専門職)等	【学位】 学士	【学位】 短期大学士	【称号】 準学士	【称号】 ・専門士：2年以上、 1,700時間以上等 ・高度専門士：4年以上、 3,400時間以上等	
教育課程	・体系的に教育課程を編成するものとする ・事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮	・体系的に教育課程を編成するものとする ・専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮		・体系的に教育課程を編成するものとする	・高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度においてふさわしい授業科目を開設 ・豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮	・教育課程編成委員会(専攻分野に関する企業の役職員等による組織)を設置して教育課程を編成 ・企業等と連携した実習・演習等を実施

各学校種における設置基準等の比較(2)

	専門職大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
単位	<p>大学設置基準の規程を準用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて大学が定める時間の授業を1単位とする。 <ul style="list-style-type: none"> -講義及び演習：15～30時間 -実験、実習及び実技：30～45時間 <p>(ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間。)</p> <ul style="list-style-type: none"> -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、大学が定める時間。 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。 単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて短期大学が定める時間の授業を1単位とする。 <ul style="list-style-type: none"> -講義及び演習：15～30時間 -実験、実習及び実技：30～45時間 <p>(ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間。)</p> <ul style="list-style-type: none"> -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、短期大学が定める時間。 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。）の履修を1単位として計算するものとする。 前項の規定にかかわらず、高等専門学校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて高等専門学校が定める時間の授業を1単位とする。 <ul style="list-style-type: none"> -講義及び演習：15～30時間 -実験、実習及び実技：30～45時間 <ul style="list-style-type: none"> -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、高等専門学校が定める時間。 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。 専門課程における授業科目について単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて専修学校が定める時間の授業を1単位とする。 <ul style="list-style-type: none"> -講義及び演習：15～30時間 -実験、実習及び実技：30～45時間 <p>(ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間。)</p> <ul style="list-style-type: none"> -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、専修学校が定める時間。 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 <p>※時間制による学科における各授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、単位制の場合と同様に、45時間の学修を1単位とすることを標準としている。</p>	

各学校種における設置基準等の比較(3)

	専門職大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
教員組織	<p>[教員組織] ・専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置く</p>	<p>[教員組織] ・大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科目制、講座制又は大学の定めるところにより、必要な教員を置くものとする。</p> <p>[授業科目の担当] ・教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させる ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる</p>	<p>[教員組織] ・短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>[授業科目の担当] ・教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させる ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる</p>	<p>[教員組織] ・高等専門学校には、学科の種類及び学級数に応じ、各授業科目を教授するために必要な相当数の教員(助手を除く。次項及び第三項において同じ。)を置かなければならない。</p> <p>・専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数との合計数の二分の一を下つてはならない。</p> <p>・高等専門学校は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p> <p>※ 一学級の学生の数は、四十人を標準とする。</p>	<p>[教育上の基本組織] ・専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。</p> <p>・課程の目的に応じた分野の区分ごとに基本組織を置く ・基本組織には教育上必要な教員組織その他を備えなければならない</p> <p>・必置教員数の半数以上は、専任の教員でなければならない。</p> <p>※ 一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。</p>	

各学校種における設置基準等の比較(4)

	専門職大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
<p>【教員】 専門職大学院には、前頁に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</p> <p>二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>教員資格 (主なもの)</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者</p> <p>六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあつては実際的な技術に秀でていると認められる者</p> <p>五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者</p> <p>七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者</p> <p>二 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者</p> <p>三 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者</p> <p>五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p> <p>六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めたる者</p>	<p>【教員】 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。</p> <p>一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</p> <p>二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては三年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者</p> <p>三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者</p> <p>四 修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位を有する者</p> <p>五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者</p> <p>六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者</p>		

各学校種における設置基準等の比較(5)

	専門職大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
教員数(注1) (収容定員200人のケース) (注2)	13人(人文社会科学系) ~19人(自然科学系)以上 ※医学、歯学は除く。 専任教員の数を合計した数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。(法科大学院はおおむね2割以上、教職大学院はおおむね4割以上)	17人(文学、教育学・保育学関係:うち3人は兼任可)~ 21人(理学、工学、農学関係等:うち1人は兼任可)以上 ※医学、歯学、獣医学、薬学の一部は除く。	8人(文学、家政関係)~11人(教育学、保育学、体育関係等)以上	18人以上 (一般科目担当10人、専門科目担当8人)	6人以上	
校地 (収容定員200人のケース)	専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができるものと認められる校地・校舎	2,000㎡	2,000㎡	2,000㎡	校舎等を保有するに必要な面積の校地	
校舎 (収容定員200人のケース) (注2)		2,644㎡~5,289㎡以上 ※医学、歯学は除く。 ※体育館、講堂、附属施設等の面積を含まない。	1,900㎡~2,500㎡以上 ※講堂、附属施設等の面積を含まない。	3,306㎡以上	600㎡(商業実務、服飾・家政、文化・教養)~740㎡(工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉)以上	
運動場、 図書館、 研究室、 保健室等の設備	△ (専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができるものと認められるものとする)		○		△ (専修学校は、校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室(講義室、演習室、実習室等)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならないとともに、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。また、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。)	

(注1) 教員数は専任教員の数を示す。ただし専修学校は、半数以上が専任教員。

(注2) 短期大学については、入学定員100人のケース。高等専門学校については、入学定員40人のケース。

各学校種における設置基準等の比較(6)

	専門職大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程	
自己評価・ 第三者評価	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価(義務) 認証評価(機関別)(義務) 認証評価(分野別)(義務) 				<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価(義務) 認証評価(機関別)(義務) 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価(義務) 学校関係者評価(努力義務) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等が参加する学校関係者評価も義務。
所轄庁	文部科学大臣				都道府県知事(国公立を除く)	(文部科学大臣認定)	
学校数	122校	781校	352校	57校	2,814校	673校	
設置認可	文部科学大臣による設置認可				都道府県知事による設置認可 (国公立を除く)	文部科学大臣 認定	
設置者の要件	<ul style="list-style-type: none"> 国 地方公共団体 学校法人 				<ul style="list-style-type: none"> 国 地方公共団体 経営に必要な経済的基礎を有すること 設置者(法人の場合は経営担当役員)が経営に必要な知識又は経験を有すること 設置者が社会的信望を有すること 		

短期大学卒業生への学位授与

学位制度・短期大学制度の変遷

<学位制度の変遷>

戦前～
博士＝「学位」、学士＝「称号」

昭和28年～
修士を「学位」に追加
博士、修士＝「学位」
学士＝「称号」

平成3年～
学士を「学位」に追加
博士、修士、学士＝「学位」

平成15年～
専門職学位を「学位」に追加

<短期大学制度の変遷>

昭和25年～
暫定的制度として短期大学発足

短期大学卒業生
＝「学位」「称号」の規定なし

昭和39年～
短期大学を恒常的
制度に

平成3年～
短期大学卒業生
＝準学士の「称号」

平成17年～
短期大学士を「学位」に追加

「短期大学士」創設の理由・背景

- 短期大学教育の充実・発展
- 短期大学の課程の修了について、国際的な通用性を確保する必要
- 各短期大学における個性・特色を発揮した教育の一層の充実を図る必要

これらの状況に対応するため

短期大学士卒業生に
「短期大学士」の学位を授与するよう制度改正

1. 「学位」と「称号」

「学位」: 国際的通用性のある大学(院)教育の課程を修了した知識・能力の証明として大学が授与
「称号」: 特定の学校を卒業したことについて、公に一定の価値・栄誉があるものとして本人が称することができるもの

2. 学位をめぐる諸外国の動向

英国では2001年に2年制の学位としてfoundation degreeを導入。

米国においても、短期大学卒業生に授与されるassociate degree (学位) として定着。

短期大学における認定専攻科について

認定専攻科について

独立行政法人大学評価・学位授与機構が、学校教育法第104条第4項及び学位規則第6条第1項により、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科のうち別に定める一定の要件を満たすものについて、当該修了学生に対して学位審査を実施し、学士の学位を授与することが認定される専攻科

根拠法令

学校教育法【昭和22年法律第26号】

第百四条 大学(第百八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

4 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

- 一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士
- 二 学校以外の教育施設で、学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了したもの 学士、修士又は博士

学位規則【昭和28年文部省令第九号】

第六条 法第百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

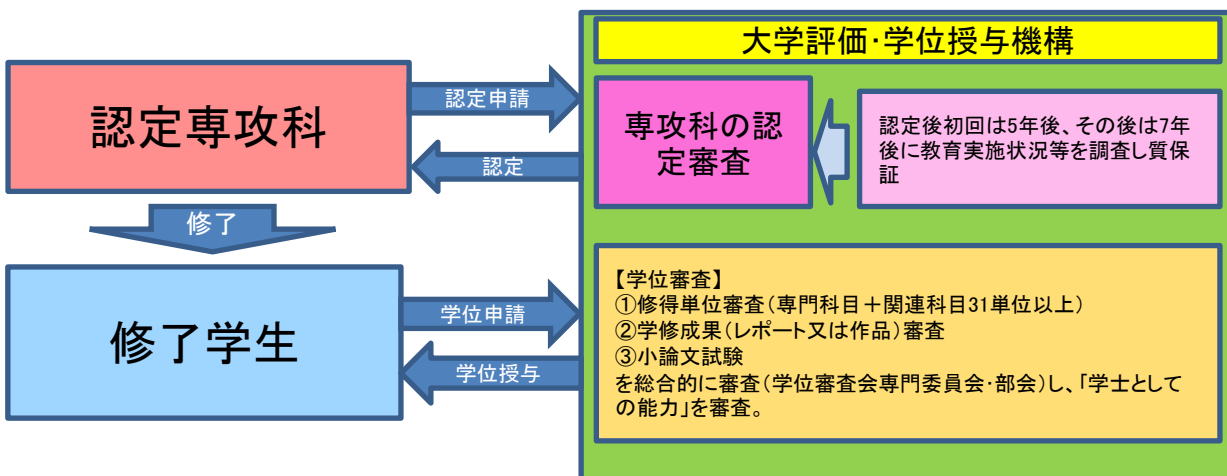
- 一 大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者
- 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第百三十二条の規定により大学に編入することができるもの
- 三 外国において学校教育における十四年の課程を修了した者
- 四 その他前三号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第百四条第四項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

専攻科の認定要件【大学評価・学位授与機構 規則第二十九号】

「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則」

- 一 教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。
- 二 授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。
- 三 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は准教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
- 四 授業科目を担当する教員は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)に定める教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格を有する者であること。
- 五 学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。



分野別認定専攻科専攻一覧(平成26年度現在)

単位:専攻

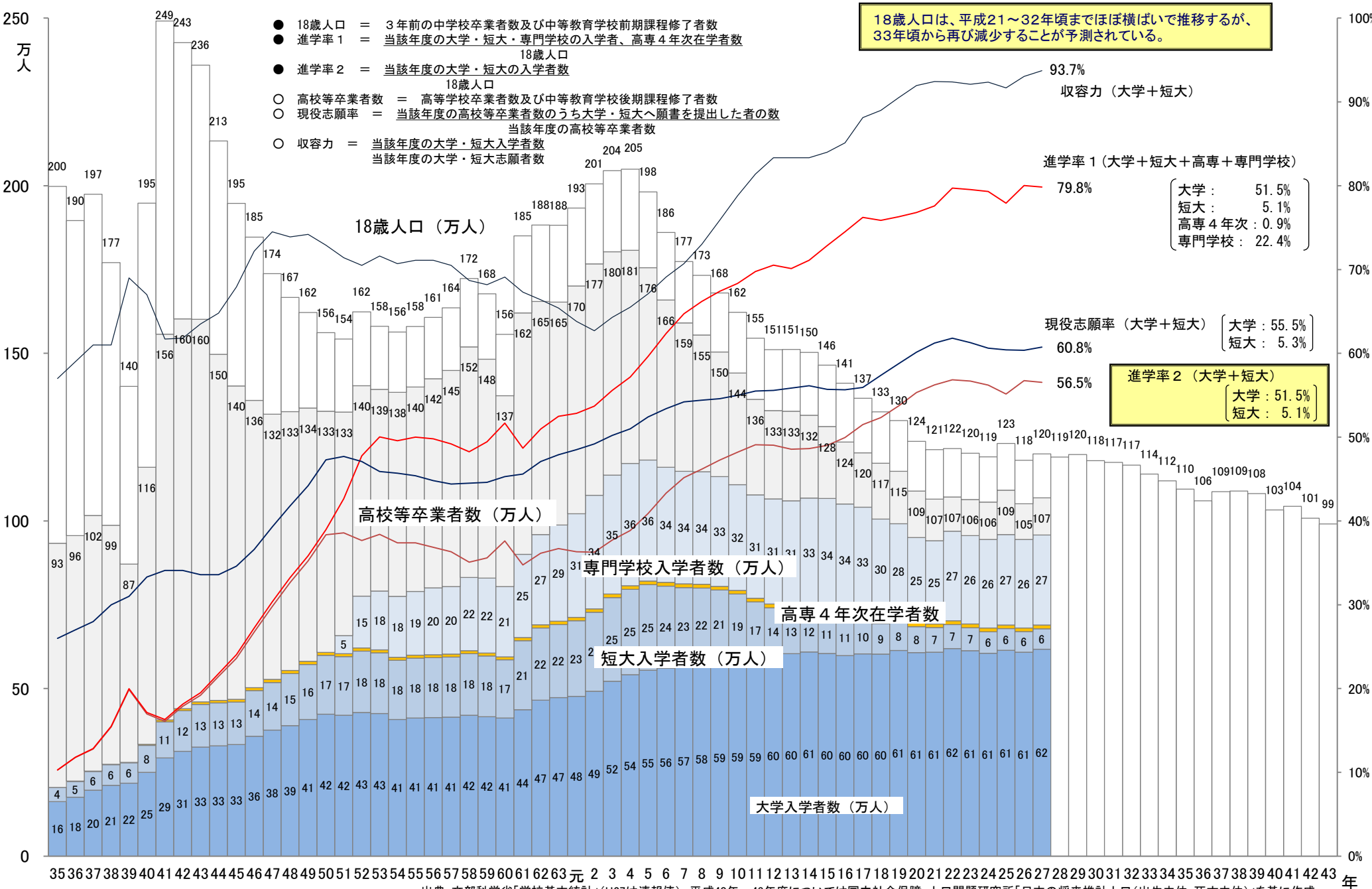
	人文 教養	教育	社会 科学	理工 農学	看護 保健	家政 栄養	芸術	合計
公立	0	1	0	0	2	1	2	6
私立	9	24	2	2	18	11	8	74
合計	9	25	2	2	20	12	10	80

※参考 高等専門学校(H26):126専攻(国118、公6、私2)

2. 大学の現状と改革の動向



18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



18歳人口は、平成21～32年頃までほぼ横ばいで推移するが、33年頃から再び減少することが予測されている。

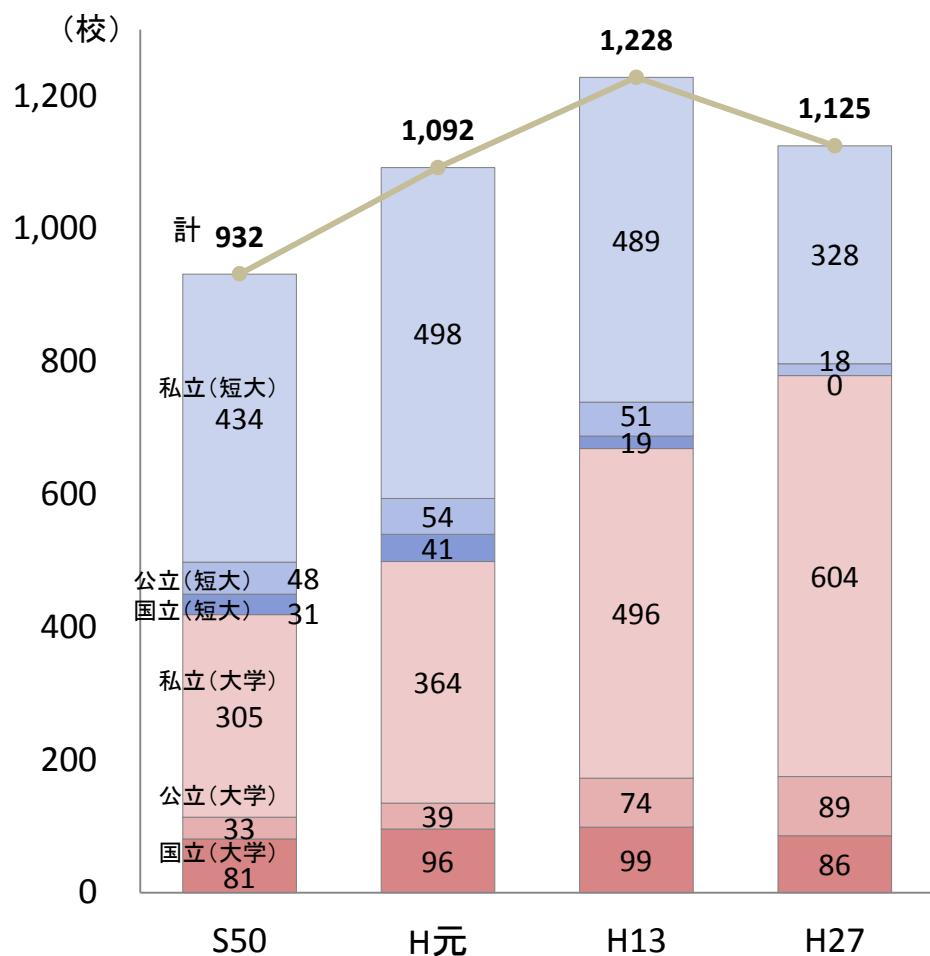
進学率 2 (大学+短大)
大学：51.5%
短大：5.1%

出典：文部科学省「学校基本統計」(H27は速報値)、平成40年～43年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)」を基に作成
※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

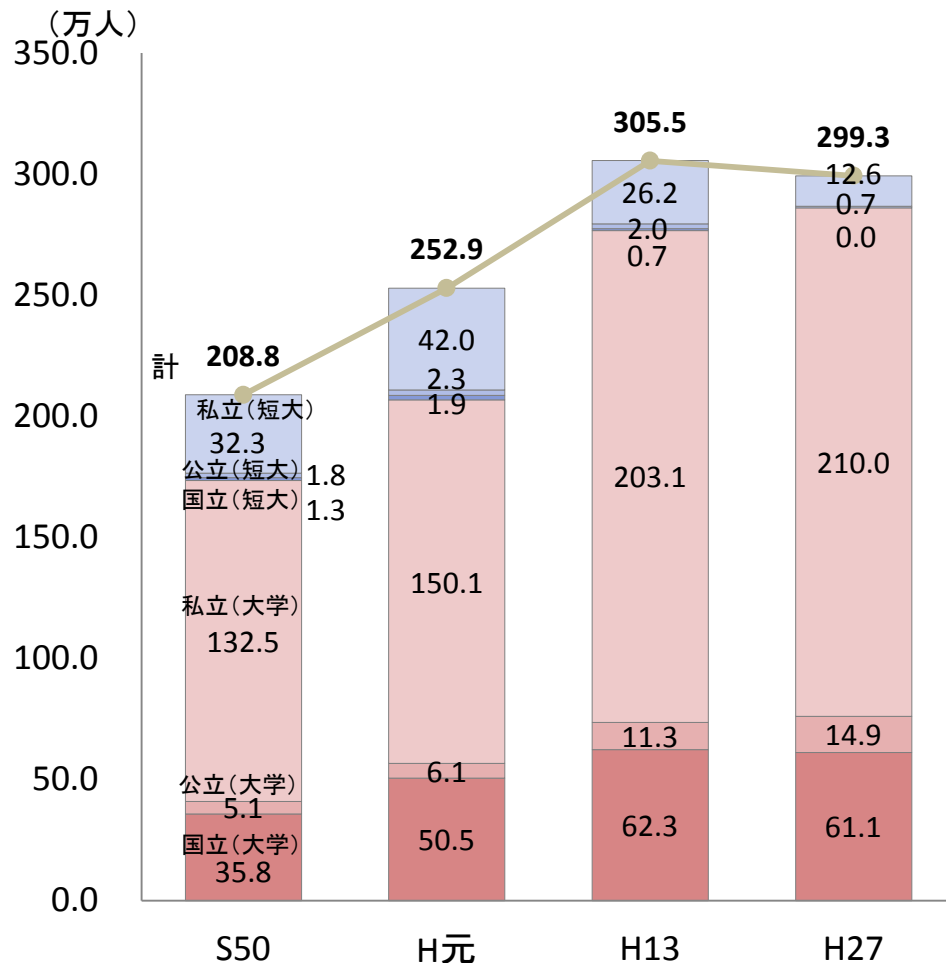
近年の大学の量的規模の動向(大学数と学生数の推移)

○ 近年、大学数や学生数が増加したように見えるが、これは、短期大学からの移行によるものが多く、大学・短期大学を合わせると大学数・学生数は減少。

【大学数(国公私立)】



【学生数(国公私立)】

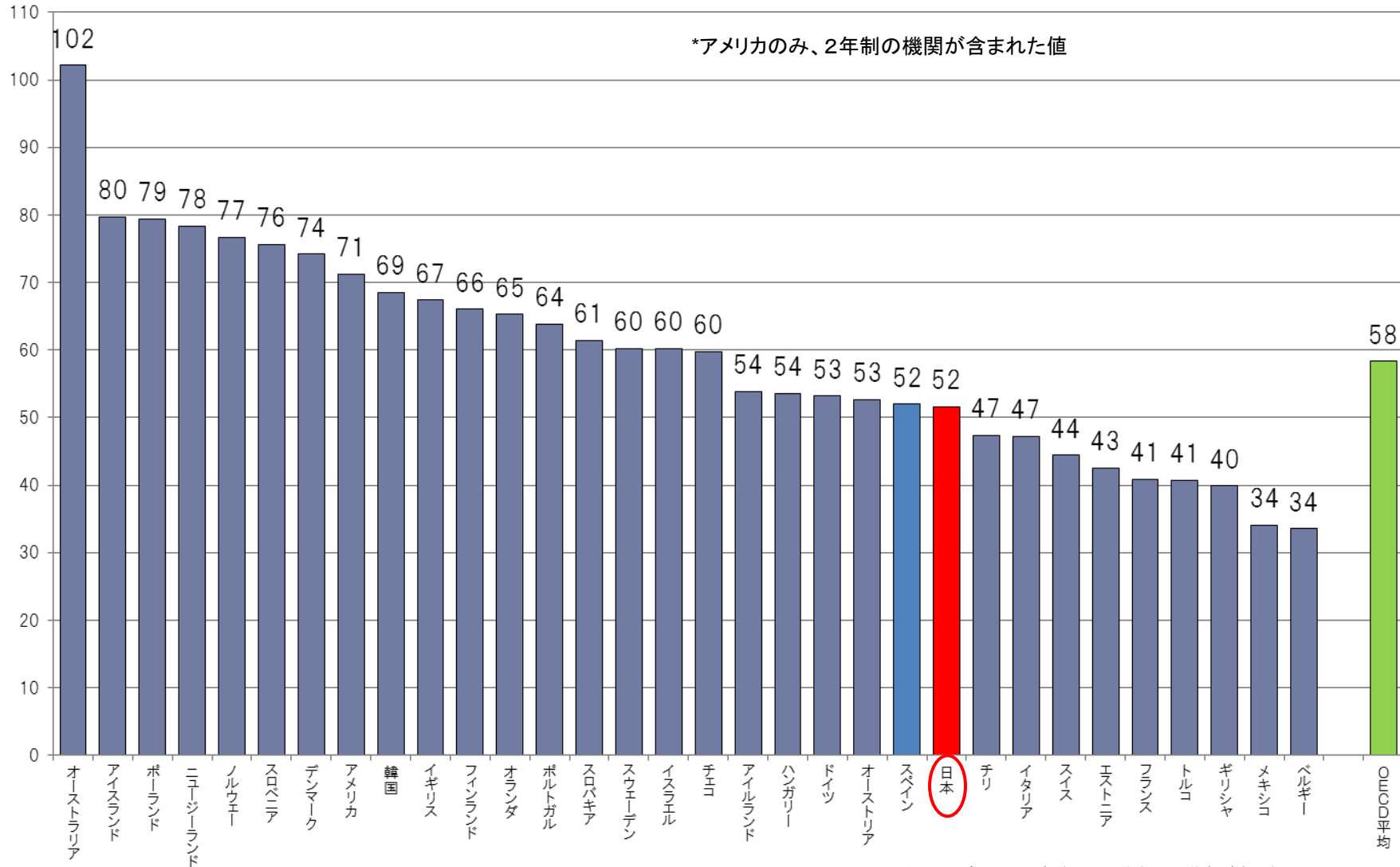


(出典)「学校基本統計」
※平成27年度の値は速報値。

大学進学率の国際比較

我が国の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均と比べて高いとは言えない。

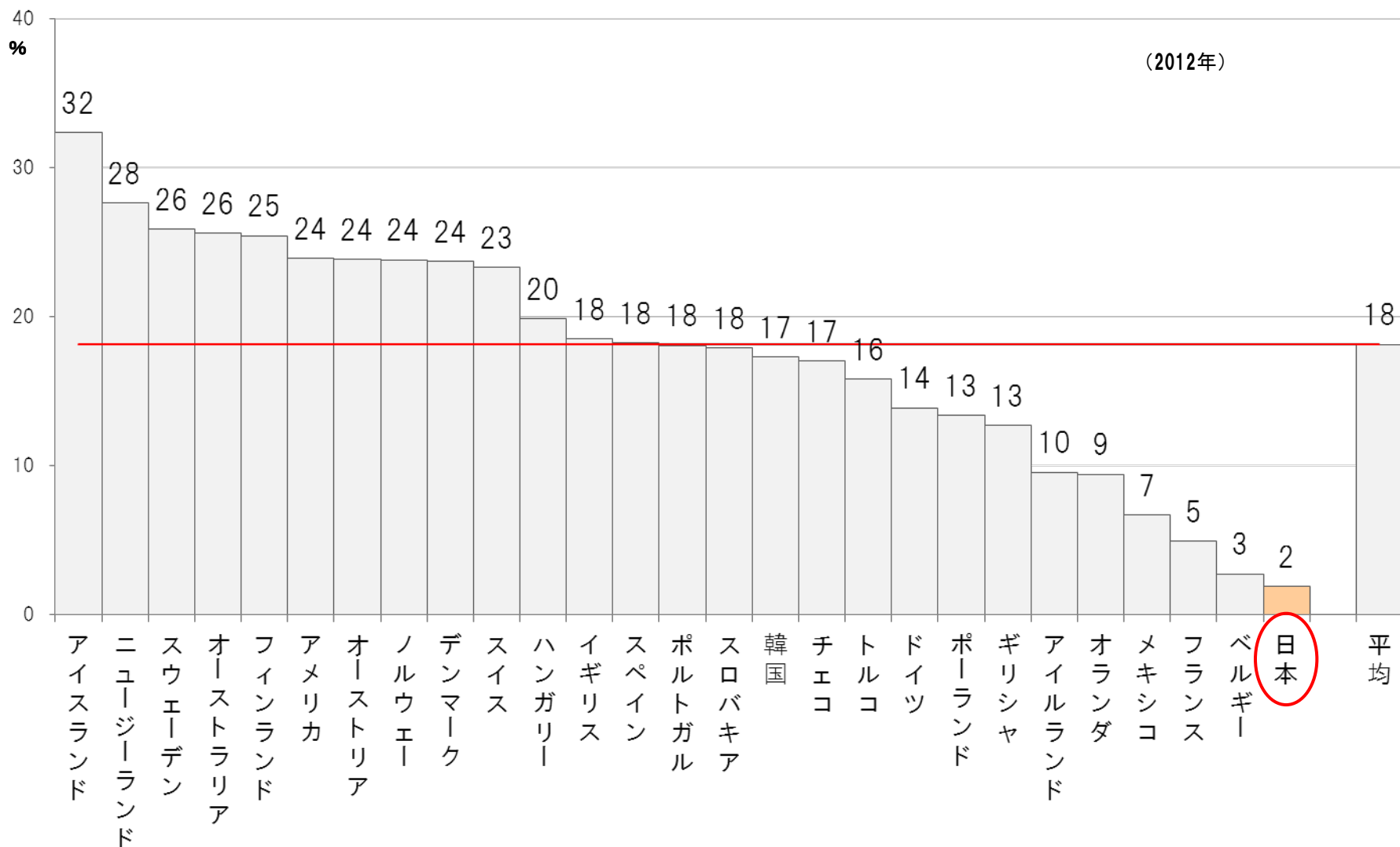
(2012年)



注:このデータには定義上、留学生の入学者が含まれている。

25歳以上の学士課程への入学者の割合（国際比較）

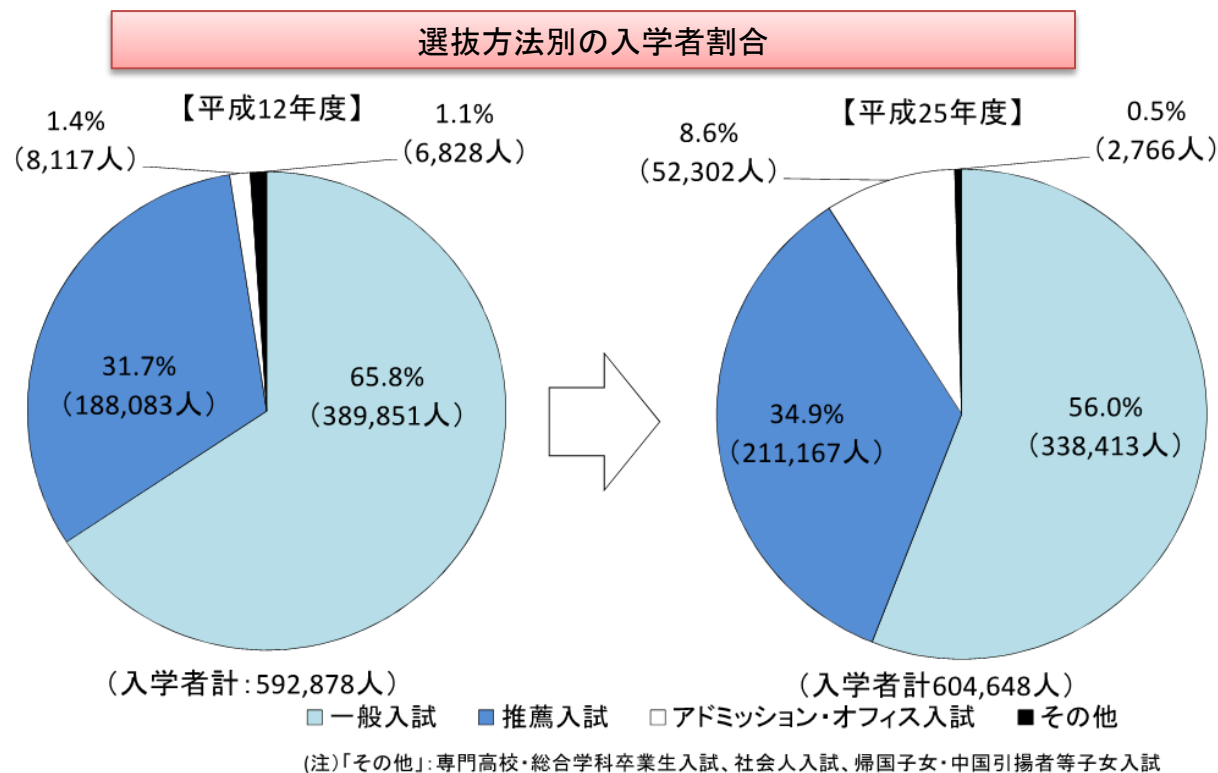
諸外国は25歳以上の入学者の割合は平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本の社会人学生比率は約2%であり、大きな差があると推定される。



出典：OECD Stat Extracts (2012)。ただし、日本の数値については、「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数。

平成25年度入学者選抜実施状況（平成12年度との比較）

グローバルに活躍する人材やイノベーション人材を育成する観点から、学力検査偏重の選抜ではなく、より多様な面を評価する必要がある。

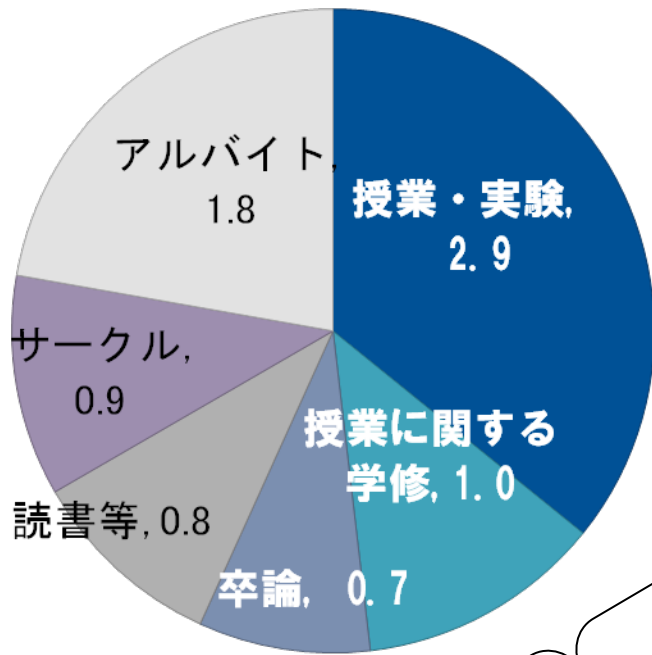


一方で、推薦・AO入試が事実上の学力不問となるなど、本来の趣旨と異なった運用になっている例もみられる。

学生の学修時間の現状

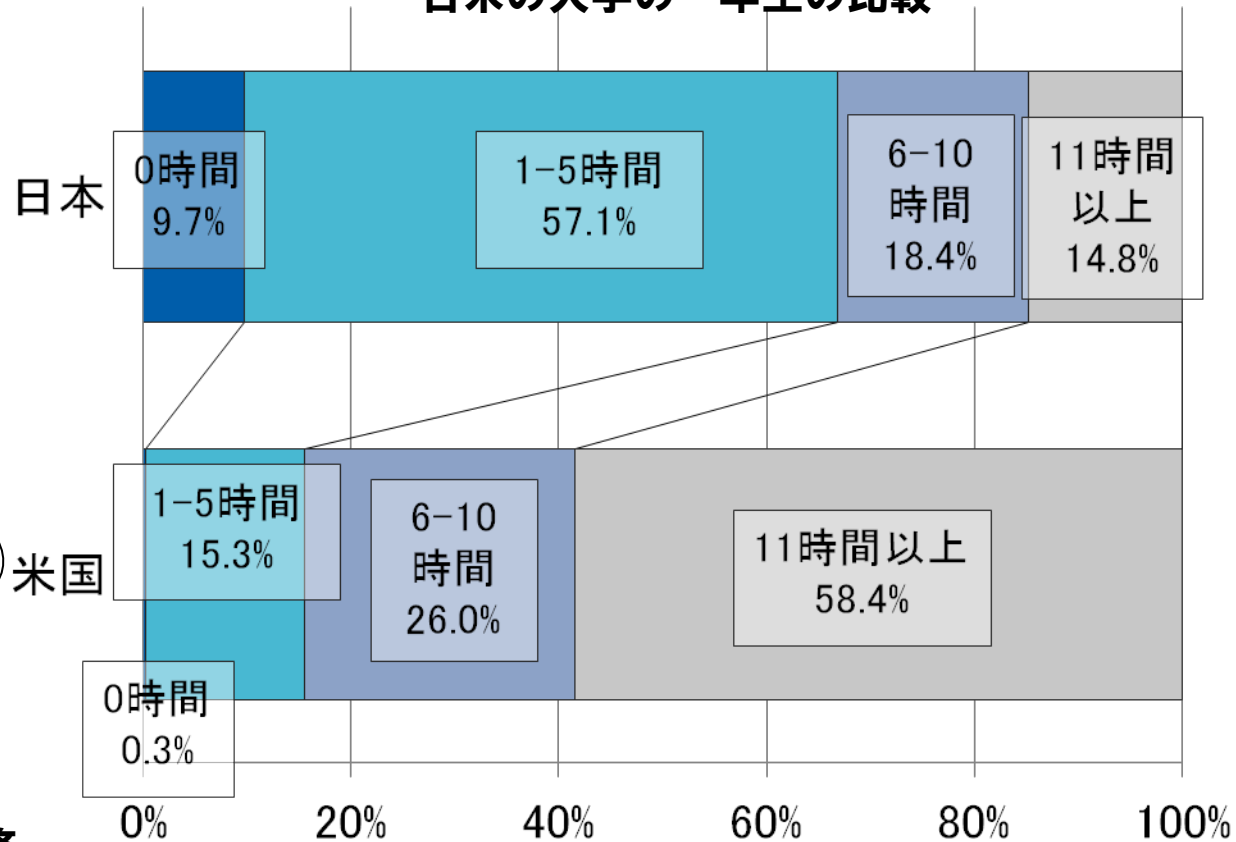
我が国の学生の学修時間（授業、授業関連の学修、卒論）は一日4.6時間とのデータもある。これは例えばアメリカの大学生と比較しても少ない。

学生の一日の活動時間の分布
(計 8.2時間)



授業、
授業関連の学修、
卒論
4.6時間

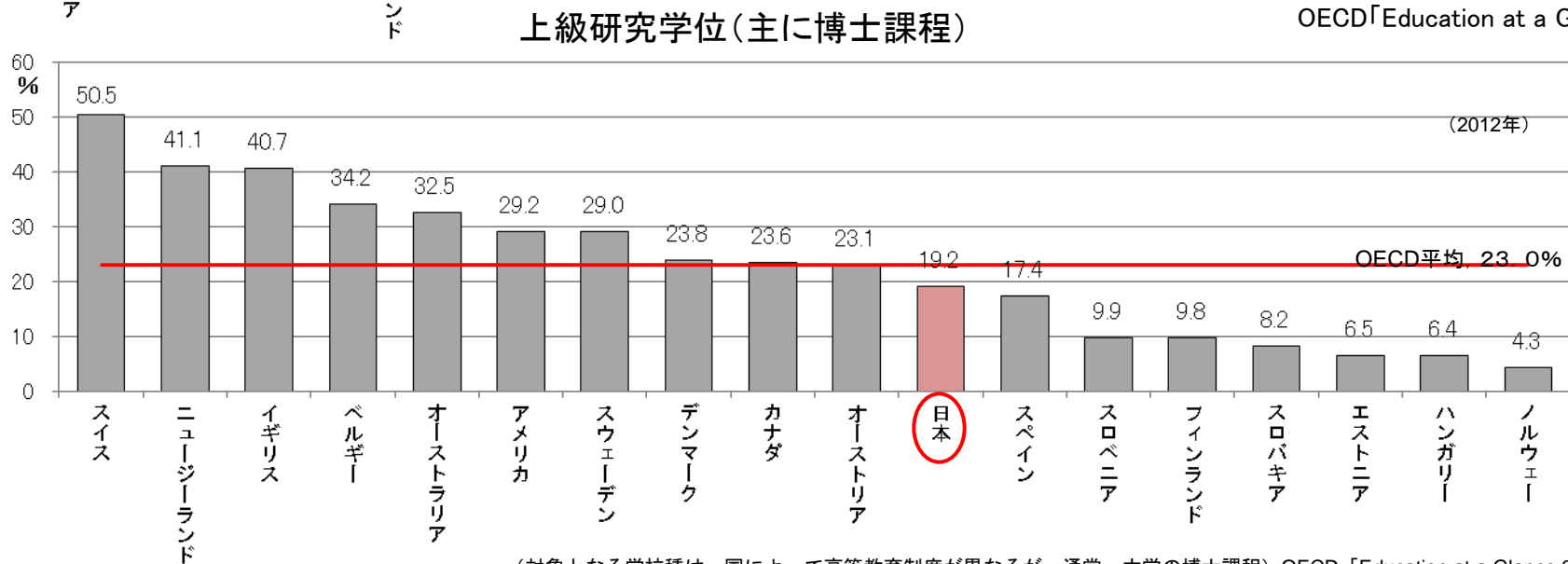
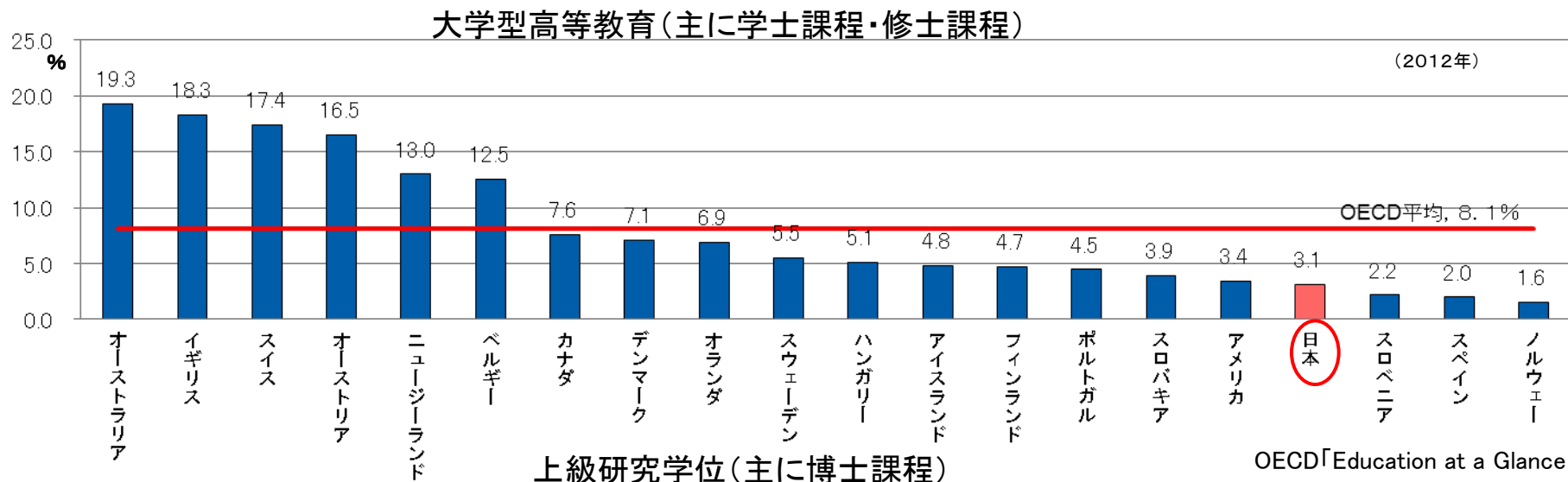
授業に関連する学修の時間（1週間当たり）
日米の大学の一年生の比較



出典：東京大学 大学経営政策研究センター（CRUMP）『全国大学生調査』2007年、
『全国大学生調査 第1次報告書』
NSSE（The National Survey of Student Engagement）

各国の学生に占める留学生の内訳

学士・修士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は8.1%であるのに対して、日本は3.1%にとどまる。博士課程については、OECD平均は23.0%であるのに対して、日本は19.2%。イギリスの40.7%，アメリカの29.2%等に比較して少ない。



(対象となる学校種は、国によって高等教育制度が異なるが、通常、大学の博士課程) OECD、「Education at a Glance 2014」

高等教育の課題と取組の方向性

高等教育の課題等

- 知識基盤社会の到来により、国の発展基盤として高等教育を重視することが重要
- 急速な少子高齢化及び労働人口の減少を踏まえ、個々人の能力や生産性の向上が不可欠
- 就業構造の変化に伴う人材需要の高度化によって大卒者等の養成の充実が必要
- 地域間格差が拡大する中で、大学の地域貢献による地方活性化が重要
- グローバル化の進展を踏まえた、大学の国際化への対応が急務

取組の方向性

高大接続改革

- 高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革
- 多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換
- 新たなテスト(「高等学校基礎学力テスト(仮称)」及び「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」)の創設

大学の教育研究機能の強化

- 主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換
- 大学評価の改善(学修成果に重点を置いた評価等)
- 成長を牽引するトップ人材の育成(大学院教育の抜本的改革)
- 産業構造の変化や新たな学修ニーズに対応した社会人の学び直しの推進

大学の国際化の推進

- 教育環境・教育内容の国際化の推進(スーパーグローバル大学創成支援等)
- 双方向の留学生交流の戦略的推進(トビタテ! 留学JAPAN日本代表プログラム等)

地域社会の中核としての大学の機能強化

- 地方大学を活用した雇用創出・定住等(地方公共団体と地元産業界が協力した基金の創設等)
- COC(Center of Community)構想の推進

大学のガバナンス改革

- 学長のリーダーシップの確立(学長を補佐する全学的な体制の整備等)
- 学内組織の運営・連携体制の整備(教授会の役割の明確化等)

奨学金事業

- 大学等奨学金事業の充実・推移
- より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速

国立大学の機能強化

- 各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学の実現
- 第3期(平成28年度～)の運営費交付金や評価の在り方を検討
- 学長のリーダーシップに基づく組織再編・学内資源再配分の促進

私立大学の振興

- 人口減少の克服に向けた私立大学への支援
- 少子化による経営環境の悪化を踏まえた学校法人に対する経営指導・支援の充実

教育再生実行会議

第一次提言 いじめの問題等への対応について (平成25年2月26日)

- ・ 道徳教育の抜本的改善・充実
- ・ いじめ対策
- ・ 体罰禁止の徹底



- ・ 「**いじめ防止対策推進法**」成立 (平成25年6月21日)
- ・ 道徳教育用教材「私たちの道徳」の作成・配布 (「心のノート」の全面改訂) (平成26年度より使用開始)
- ・ 「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」(小・中学校で週1時間)として新たに位置付ける**学習指導要領の一部改正** (平成27年3月)

第二次提言 教育委員会制度等の在り方について

(平成25年4月15日)

- ・ 地方教育行政の権限と責任の明確化



- ・ 中教審「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」とりまとめ (平成25年12月13日) **-教育委員会制度改革-**
- ・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年6月13日成立、平成27年4月1日施行)

第三次提言 これからの大学教育等の在り方について

(平成25年5月28日)

- ・ グローバル化に対応した教育環境づくりを進める
- ・ イノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める
- ・ 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化
- ・ 社会人の学び直し機能を強化 ・ 大学のガバナンス改革



- ・ 平成26年度予算に反映 (官と民が協力した**海外留学支援制度**の創設、**スーパーグローバル大学創成支援**、**スーパーグローバルハイスクール**等)
- ・ 中教審「**大学のガバナンス改革の推進**について」とりまとめ (平成26年2月12日)
- ・ 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」(平成26年6月20日成立、平成27年4月1日施行)
- ・ **小学校3年からグローバル化に対応した英語教育を行う**英語教育改革実施計画の公表 (平成25年12月13日)、中教審に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問 (平成26年11月20日)

第四次提言 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について

(平成25年10月31日)

- ・ 高校教育の質の向上 (達成度テスト (基礎レベル) の創設等)
- ・ 大学の人材育成機能の強化
- ・ 大学入学者選抜改革 (達成度テスト (発展レベル) の創設、多面的・総合的な選抜への転換等)



- ・ 中教審「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた**高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革**について(答申)」とりまとめ (平成26年12月22日)、今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示した「**高大接続改革実行プラン**」を策定 (平成27年1月16日)。「高大接続システム改革会議」において具体的な方策について検討中。

第五次提言 今後の学制等の在り方について (平成26年7月3日)

- ・ 新しい時代にふさわしい学制 (幼児教育、小中一貫教育、職業教育等)
- ・ 教員免許制度の改革 ・ 教育を「未来への投資」として重視



- ・ 中教審「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について(答申)」とりまとめ (平成26年12月22日) (**小中一貫教育の制度化、大学への編入学の柔軟化**等)。平成27年通常国会において、関係法案提出。

第六次提言 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について (平成27年3月4日)

- ・誰もが「学び続け」、挑戦できる社会の実現
- ・女性、高齢者、障害者など「全員参加型社会」の実現
- ・教育の力による「地方創生」

- ・ **情報通信技術の進展を踏まえた生涯学習環境の整備**について中教審に諮問 (平成27年4月14日)
- ・ 文科省と厚労省の連携協議の場を設置 (平成27年4月30日～)
- ・ **女性・高齢者・障害のある児童生徒等の学びの促進**のための各種事業を実施
- ・ **奨学金を活用した大学生等の地方定着**を促進するための新たな仕組みの創設、**地(知)の拠点となる大学**への支援
- ・ **学校と地域の連携・協働の在り方 (今後のコミュニティ・スクールや学校支援地域本部の在り方等)** 等について中教審に諮問 (平成27年4月14日)

第七次提言 これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について (平成27年5月14日)

- ・ これからの時代を見据えた教育内容・方法の革新 (アクティブ・ラーニングの推進、ICT活用等)
- ・ 教師に優れた人材が集まる改革 (育成指標の明確化、全国的な育成支援拠点の整備等)

- ・ **次期学習指導要領**に関する中教審での審議 (平成26年11月20日諮問) の中で、教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方等について審議。
- ・ 有識者会議 (平成27年5月12日第1回開催) にて、いわゆる「**デジタル教科書**」の位置付けや関連する教科書制度の在り方について検討。
- ・ **教職員やチームとしての学校の在り方**に関する中教審での審議 (平成26年7月29日諮問) の中で、育成指標の明確化等について審議。

第八次提言 教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について (平成27年7月8日)

- ・ 「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」、「高等教育段階における教育費負担軽減」を優先した教育投資
- ・ 民間資金の活用、税制の見直し等による教育財源確保
- ・ 国民の理解の醸成

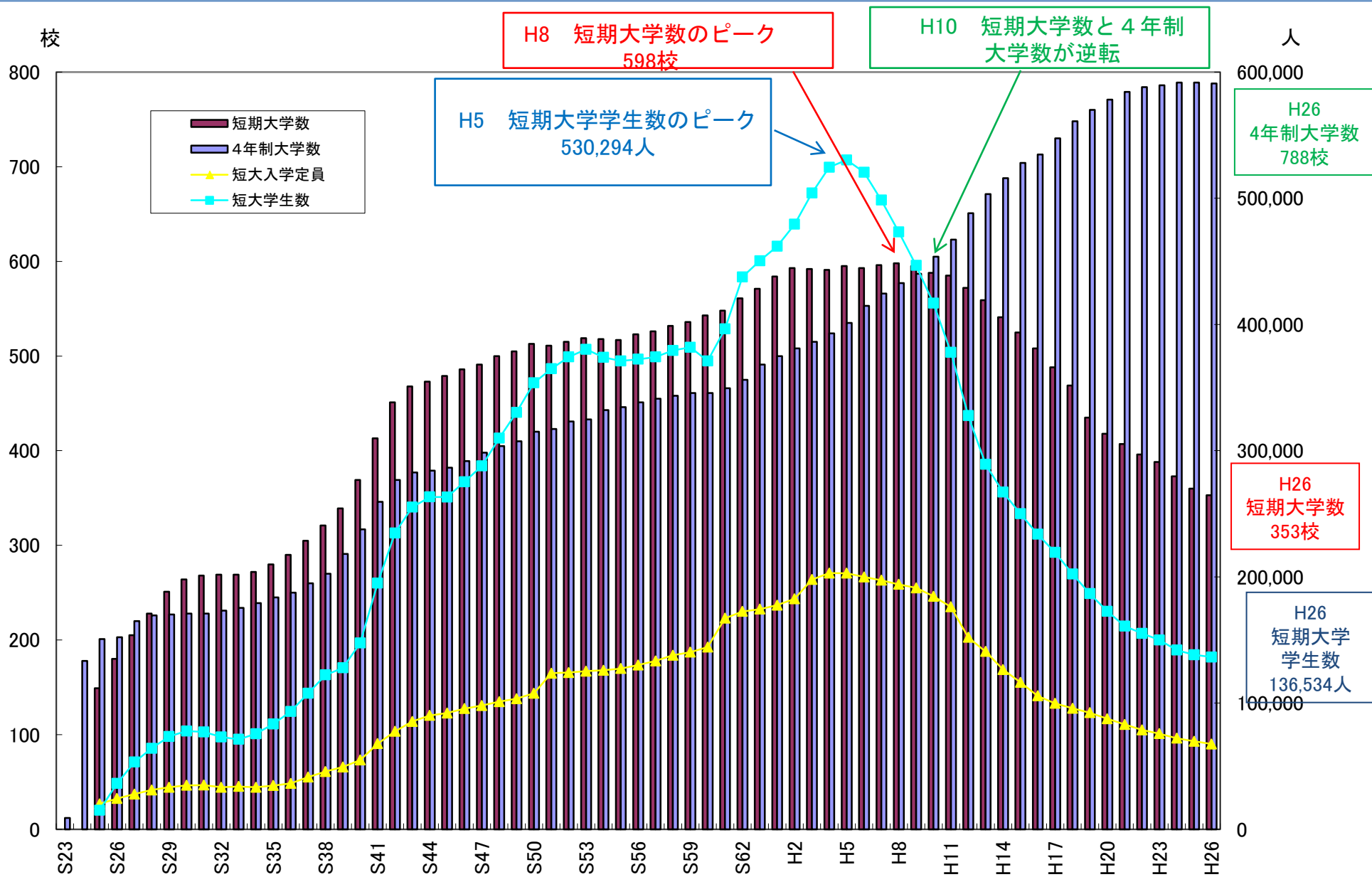
【今後の取組予定】

- ・ 提言に記載されている教育投資の施策について、できるものから**平成28年度概算要求**に反映。
- ・ 中央教育審議会において今後議論される**第3期教育振興基本計画に反映**。
- ・ 国立大学法人への個人寄附に係る税額控除の導入など、**寄附金税制の一層の拡充**を要望。
- ・ 教育投資の効果や必要性について**国民への説明、理解の醸成**に取り組む。

3. 短期大学の近年の状況等



短期大学数、4年制大学数、短期大学入学定員、短期大学学生数の推移

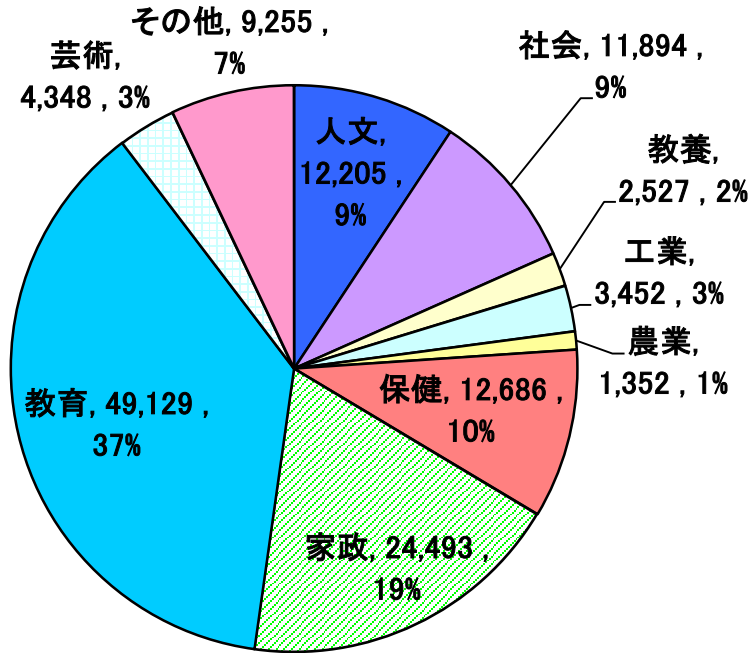


※大学数には通信教育のみを行う学校を含む。
 ※学生数には専攻科、別科も含む。

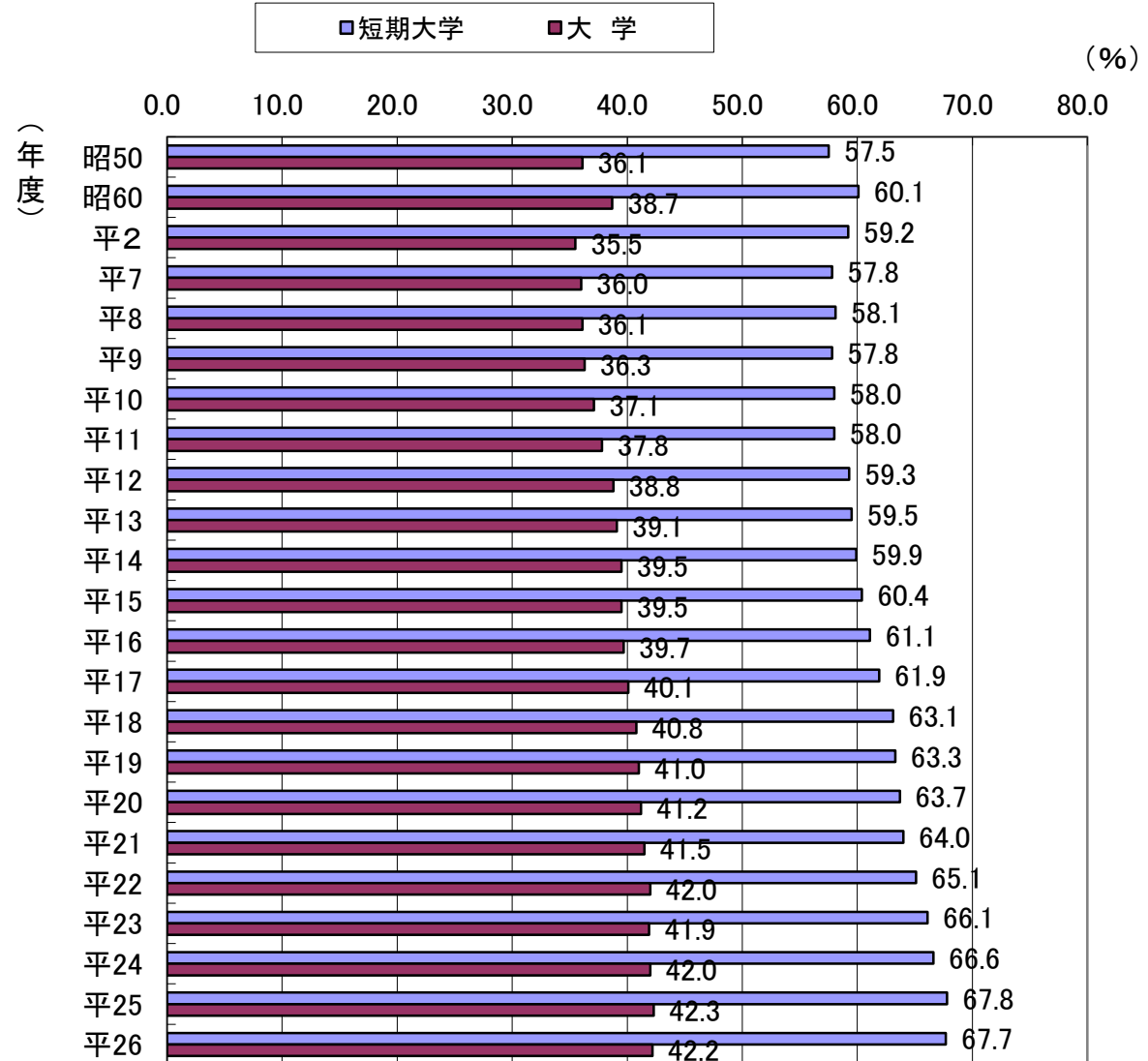
(出典：「学校基本調査」、「全国短期大学一覧」)

■ 短期大学の概要

<分野別学生数(平成26年度)>



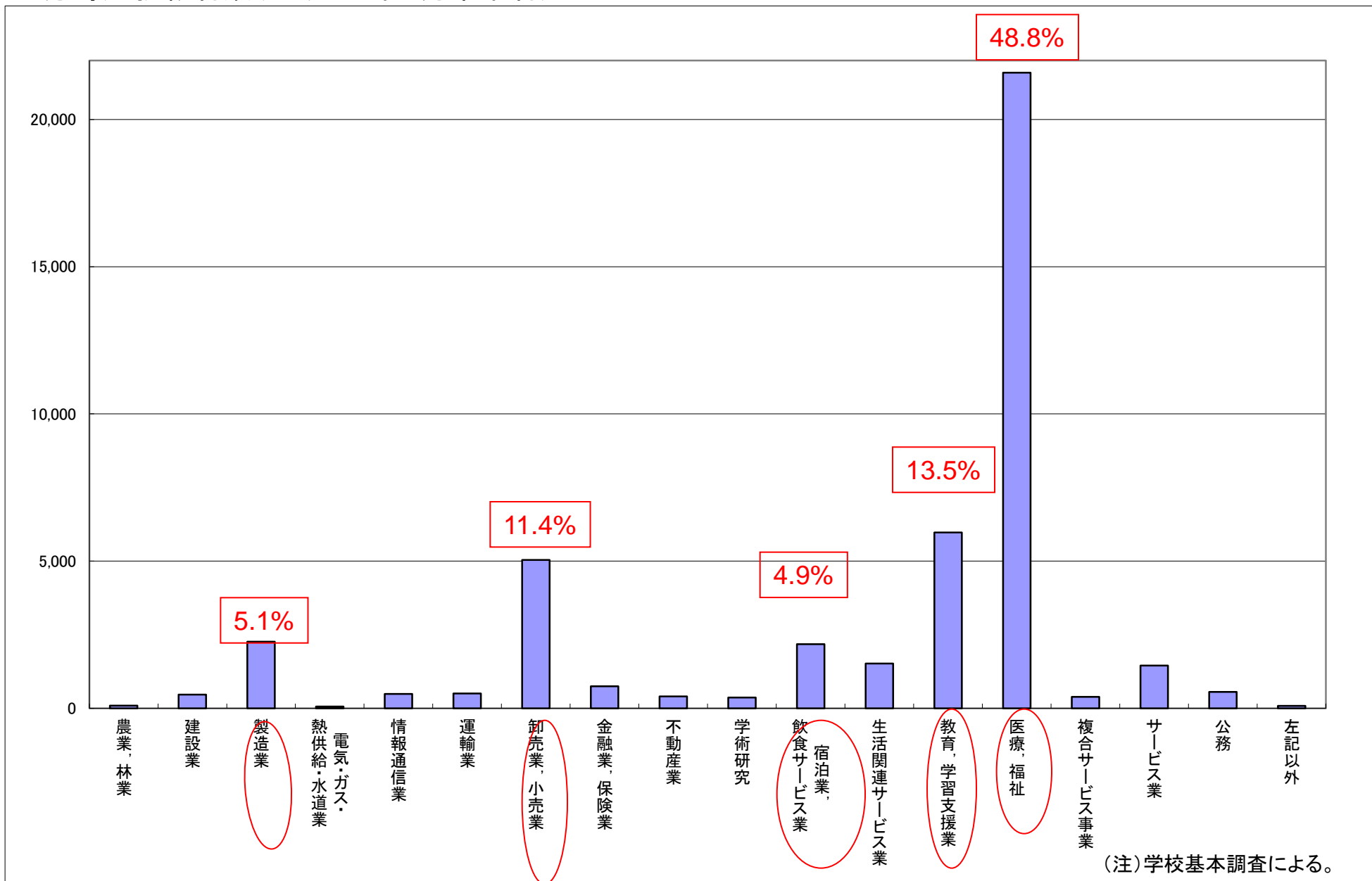
<短期大学・大学の自県内入学率>



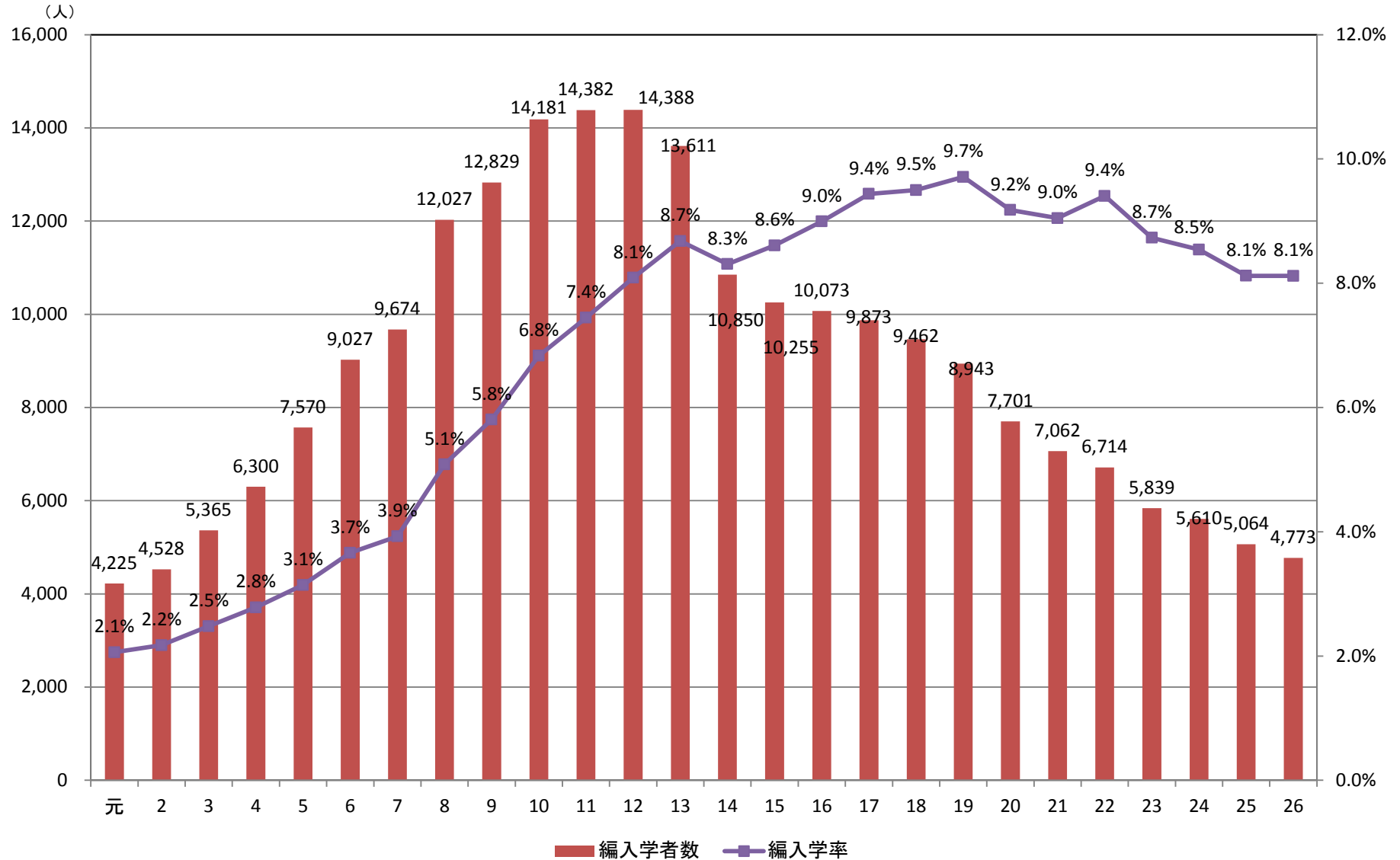
(注) 学校基本調査による。

■ 短期大学の概要

<分野別就職者数(平成26年3月卒業者)>



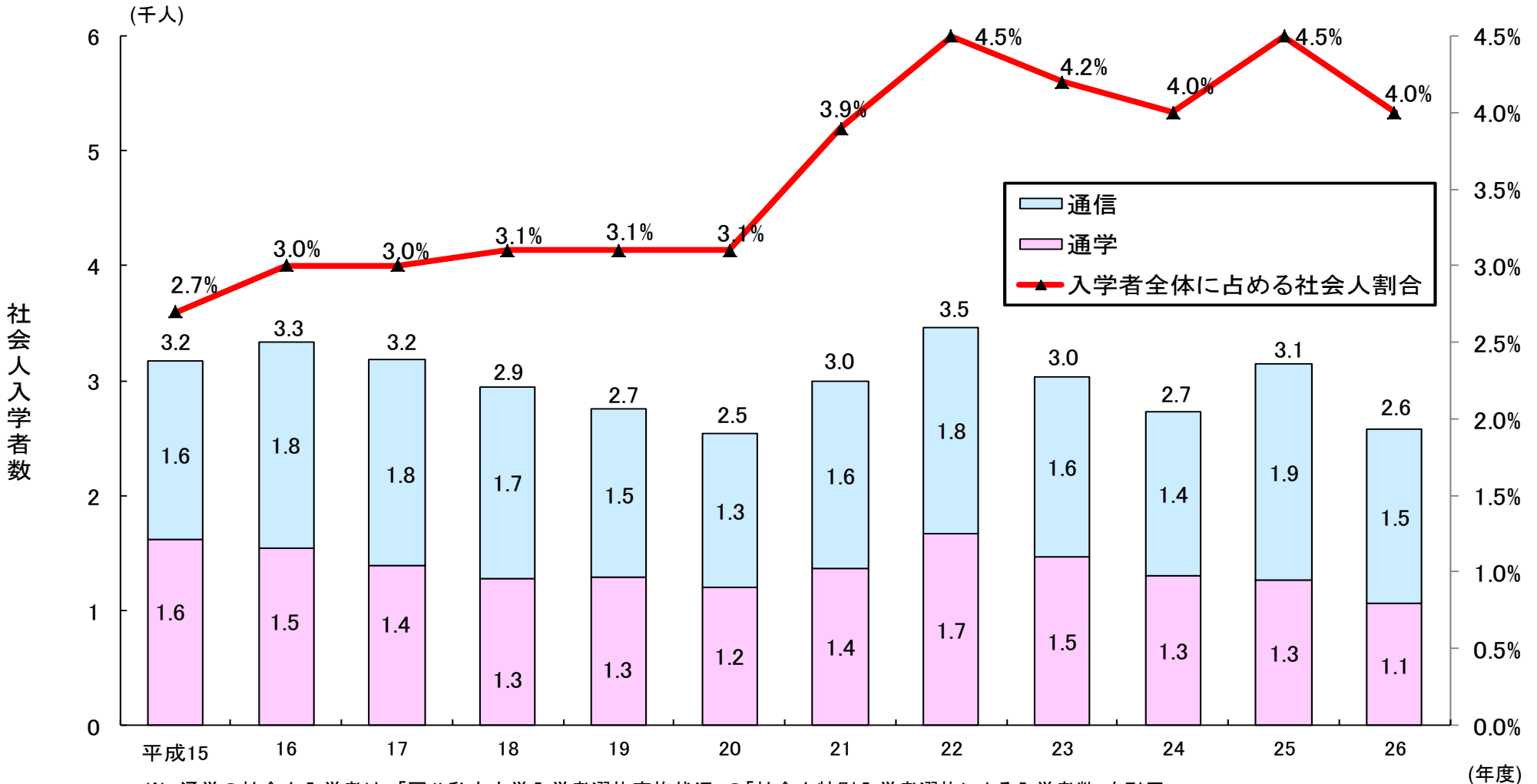
4年制大学への編入学者の推移



※短期大学卒業生数に占める編入学者数の割合。
 ※当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業生を含む。

社会人入学者数(推計)の推移(短期大学)

短期大学士課程への社会人入学者数は平成16年度の約3,300人をピークに平成20年度の約2,500人まで減少。その後、増加・減少を繰り返し、平成26年度は約2,600人。



※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。

※ 通信の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

※ 「社会人」は、職に就いている者(経常的な収入を得る仕事に現に就いている者)、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

出典：文部科学省「学校基本調査」等を基に作成

「短期大学の今後の在り方について」(審議まとめ)の概要(1/2)

中央教育審議会短期大学ワーキンググループ(平成26年8月6日)

【我が国の短期大学の特長】

・学位が取得できる短期高等教育機関

→「短期大学士」の取得と次の段階の高等教育に接続が可能な制度であること

・教養教育と専門教育のバランスの取れた高等教育機関

→教養科目と専門科目を体系的に編成した教育課程を展開していること

・職業能力を育成する高等教育機関

→職業資格の取得と教養に裏打ちされた汎用的職業能力を育成していること

・小規模できめ細かい教育を行う高等教育機関

→少人数教育、担任制度など特色ある学生指導を実施していること

・アクセスしやすい身近な高等教育機関

→地域コミュニティに密着し、地元との関連性が強い教育研究活動等を行っていること

・教育の質が保証された高等教育機関

→国の設置認可と認証評価制度が導入されていること

【課題】

- ・学生・社会のニーズを踏まえた検討の必要性
- ・短期大学の位置付けの明確化
- ・産業界・自治体と連携した地域コミュニティの中核機能の確立
- ・学生に対する支援の充実
- ・短期大学の教職員の資質と能力の向上

【短期大学における当面の機能別振興方策】

- 短期大学の特長的な教育機能をより伸長させ、我が国の高等教育機関としての位置付けを再構築するため、短期大学自らが改革に取り組むとともに、国はそれぞれの短期大学の特色に応じた機能別分化を推進。

「短期大学の今後の在り方について」(審議まとめ)の概要(2/2)

・職業人としての汎用的な能力として必要となる豊かな教養的素養を持つ、幼稚園教諭、保育士、看護師、栄養士、介護人材等の養成機能の充実

①専門職業人材の養成機能

②地域コミュニティの基盤となる人材養成機能

・金融、商業、ビジネススキル、情報、被服、芸術などの専門知識・技能と幅広い教養を併せ持つ地域コミュニティの基盤となる人材の養成機能の充実

機能別
分化

・短期大学の特色を生かした教養教育と専門教育の提供による知識基盤社会に対応した人材養成機能の充実

③知識基盤社会に対応した教養的素養を有する人材養成機能

④多様な生涯学習機会の提供

・資格取得やキャリアアップを目指す社会人や、再就職を目指す有資格者に対する学び直しプログラムや、地域のニーズに対応した生涯学習プログラムの実施

必要な基盤経費を確保しつつ、自ら機能を選択し、社会的要請に応える
先導的な取組を行う短期大学について国による支援

①産業界・自治体等と連携して専門職業人材を地域に輩出する短期大学の支援

→人材養成ニーズに的確に対応した人材養成機能の整備を支援

②地方創生のリード役となる短期大学の支援

→地方創生・地域活性化に直結する教育研究や地域貢献活動、専攻科等の非学位課程も積極的に活用した生涯学習事業の立ち上げを支援

③大学に進学することを前提としたファーストステージ教育を行う短期大学の支援

→短期大学の特色を生かした高等教育の「ファーストステージ」としてのモデルとなる機能を構築する取組を支援

地方の創生
女性の活躍

高等教育の機会均等の確保

4. 高大接続改革の実現に向けた取組



高大接続改革のポイント

① 高等学校教育改革

- ◆ 生徒が、国家と社会の形成者となるための教養と行動規範を身につけ、夢や目標をもって主体的に学ぶことのできる環境を整備するため、学習指導要領を抜本的に見直し、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習・指導方法の充実を図る。
また、教育の質の確保・向上を図り、生徒の学習改善に役立てるため、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を導入。

② 大学入学者選抜改革

- ◆ 大学入学者選抜で、大学で学ぶための力のうち、「知識・技能」に加え、特に「思考力・判断力・表現力」を中心に評価するため、大学入試センター試験を廃止し、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」を導入。
- ◆ 個別選抜については、多面的な選抜方法をとるものとし、多様な背景を持った学生の受け入れが促進されるよう、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確化。その策定を法令上位置付ける。

③ 大学教育改革

- ◆ 学生が、高等学校までに培った力をさらに発展・向上させるため、「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」の3つのポリシーに基づく一貫した大学教育としてのカリキュラム・マネジメントを確立、大学教育を質的に転換。

新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた 高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について ～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～のポイント

本答申は、教育改革における最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革を、初めて現実のものにするための方策として、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学者選抜の抜本的な改革を提言するものである。

(1) 若者の多様な夢や目標を支える高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜への刷新

(目指す未来の姿)

○ 将来に向かって夢を描き、その実現に向けて努力している少年少女一人ひとりが、自信に溢れた、実り多い、幸福な人生を送れるようにすること。

これからの時代に社会に出て、国の内外で仕事をし、人生を築いていく、今の子供たちやこれから生まれてくる子供たちが、十分な知識と技能を身につけ、十分な思考力・判断力・表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働することを通して、喜びと糧を得ていくことができるようにすること。

彼らが、国家と社会の形成者として十分な素養と行動規範を持てるようにすること。

我が国は今後、こうした目標を達成するよう、教育改革に最大限の力を尽くさなければならない。

○ 生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷、グローバル化・多極化の荒波に挟まれた厳しい時代を迎えている我が国においても、世の中の流れは大人が予想するよりもはるかに速く、将来は職業の在り方も様変わりしている可能性が高い¹。そうした変化の中で、これまでと同じ教育を続けているだけでは、これからの時代に通用する力を子供たちに育むことはできない。

この厳しい時代を乗り越え、子供や孫の世代に至る国民と我が国が、希望に満ちた未来を歩めるようにするため、国は、新たな時代を見据えた教育改革を「待ったなし」で進めなければならない。

¹ アメリカの研究者による予測によれば、「2011年にアメリカの小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業時に、今は存在していない職業に就く」とも言われている。

(克服すべき課題)

○ 「高大接続」実現の方策は、上に述べた未来の姿を実現するための一環とみなされるべきものである。しかしながら、現状の高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜は、知識の暗記・再生に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と協働する態度など、**真の「学力」**が十分に育成・評価されていない。

○ また、特定の分野に強い関心をもち、その向上に夢を賭けて卓越した力を磨いている高校生や、「世界にトビタテ！」の精神でグローバルな課題に積極的に向き合う活力のある高校生、身近な地域の課題に徹底的に向き合い考え抜いて行動する高校生などが評価されずに切り捨てられがちである。

こうした状況では、それぞれの夢を育み、その中で自らを鍛えるとともに、秘められた才能などを伸ばすことはできず、未来のエジソンやアインシュタインとなる道や、世界を舞台に活躍する潜在力、地方創生の鍵となる問題の発見や解決を生み出す可能性の芽なども摘まれてしまう。

(高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革)

○ この状況を、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の改革による新しい仕組みによって克服し、少年少女一人ひとりが、高等学校教育を通じて様々な夢や目標を芽吹かせ、その実現に向けて努力した積み重ねを、大学入学者選抜においてしっかりと受け止めて評価し、大学教育や社会生活を通じて花開かせるようにする。

○ そのため、以下の改革に一体的に取り組む。

◆ 高等学校教育については、生徒が、国家と社会の形成者となるための教養と行動規範を身につけるとともに、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶことのできる環境を整備する。そのために、高大接続改革と歩調を合わせて**学習指導要領を抜本的に見直し、育成すべき資質・能力の観点からの構造の見直し**や、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法である**アクティブ・ラーニング**への飛躍的充実を図る。

また、教育の質の確保・向上を図り、生徒の学習改善に役立てるため、新テスト「**高等学校基礎学力テスト(仮称)**」を導入する。

◆ 大学教育については、学生が、高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させるため、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としての**カリキュラム・マネジメント**を確立する(ナンバリング等)とともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできる**アクティブ・ラーニング**へと質的に転換する。

◆ 大学入学者選抜においては、現行の大学入試センター試験を廃止し、大学で学ぶための力のうち、特に「**思考力・判断力・表現力**」を中心に評価する新テスト「**大学入学希望者学力評価テスト(仮称)**」を導入し、各大学の活用を推進する。

- ◆ 個別選抜については、学力の三要素を踏まえた多面的な選抜方法をとる[※]ものとし、特定分野において卓越した能力を有する者の選抜や、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等にかかわらず多様な背景を持った学生の受け入れが促進されるよう、具体的な選抜方法等に関する事項を、各大学がその特色等に応じたアドミッション・ポリシーにおいて明確化する。このために、アドミッション・ポリシー等の策定を法令上位置付けるとともに、大学入学者選抜実施要項を改正する。

※選抜性の高低に則し改革すべき点については、別添「大学入学者選抜改革の全体像(イメージ)」の通り。

- さらに、各大学が、新たな大学入学者選抜実施要項に基づく新たなルールに則って改革を進めることができるよう、大学にとって改革のインセンティブとなるような財政措置等の支援を行う。

(2) グローバル化に対応したコミュニケーション力の育成・評価

- グローバル化の進展の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくため、国際共通語である英語の能力の向上と、我が国の伝統文化に関する深い理解、異文化への理解や躊躇せず交流する態度などが必要である。
- なかでも、真に使える英語を身に付けるため、単に受け身で「読む」「聞く」ができるというだけではなく、積極的に英語の技能を活用し、主体的に考え表現することができるよう、「書く」「話す」も含めた四技能を総合的に育成・評価することが重要である。
「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」においては、四技能を総合的に評価できる問題の出題(例えば記述式問題など)や民間の資格・検定試験の活用を行う。また、高等学校における英語教育の目標についても、小学校から高等学校までを通じ達成を目指すべき教育目標を、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、四技能に係る一貫した指標の形で設定するよう、学習指導要領を改訂する。

(3) 学習指導要領の改訂も含めた高等学校教育改革の実現

- 高等学校の学習指導要領は、多様な若者の夢や目標を支援できる高等学校教育の実現を目指し、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から抜本的に見直す。
- 具体的には、高等学校の学習指導要領を通じて、どのような資質・能力を育成しようとしているのかをより明確化するとともに、例えば、以下のような見直しを行う。

なお、育成すべき資質・能力の明確化に当たっては、教育基本法や学校教育法の目的・目標のほか、OECDのキー・コンピテンシーや、国際バカロレアが目指す論理的思考力や表現力、探究心等の育成などの考え方も参考にしつつ検討する。

- ◆「思考力・判断力・表現力」を育成するための課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法の飛躍的充実
- ◆国家や社会の形成者となるための教養・行動規範、また自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるためのカリキュラムを充実させること
- ◆高度な思考力・判断力・表現力を育成・評価するための新たな教科・科目を検討すること
- ◆大学の卒業論文のような課題探究を行う「総合的な学習の時間」の一層の充実に向けた見直し
- ◆特別支援教育の充実のための見直し

(4) 「公平性」をめぐる社会の意識改革

- 現在の大学入試、特に一斉にかつ画一的に実施される試験で、あらかじめ設定された正答に関する知識の再生を一点刻みに問い、その結果の点数のみによる選抜を「公平」であると捉える既存の意識を改革し、それぞれの若者が、自分の夢や目標を持ち、その実現に必要な能力を身に付けることができるよう、それぞれの学びを支援する観点から、一人ひとりが積み上げてきた多様な力を多様な方法で「公正」に評価し選抜することが必要であるという意識を醸成するため、社会的な議論を深めることが必要である。

(5) 改革実現のための「高大接続改革実行プラン(仮称)」の策定

- 国は、本答申をもとに、改革の具体策やスケジュールの詳細を「高大接続改革実行プラン(仮称)」としてまとめ、すみやかに策定・公表し、強力に推進する。
プランにおいては、アドミッション・オフィスの強化、アドミッション・ポリシーの明確化を含む、各大学における個別選抜の改革と教育の質的転換を実現するための実効的な政策手段や、新テストの制度設計と実施主体の在り方、高等学校学習指導要領の在り方を含めた高等学校教育改革、評価方法の改革等について、中央教育審議会において進行している議論の状況も踏まえつつ、可能な具体策と、今後の検討スケジュールを示す。
- 新しい時代に求められる教育の在り方を踏まえ、更なる検討が必要な点については、プランに示されたスケジュールに基づき検討を進め、成果を得たものから順次公表するものとする。

高大接続改革実行プラン（概要）

平成27年1月16日 文部科学大臣決定

プランの趣旨

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日中央教育審議会答申）を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図る

具体的な施策

1 各大学の個別選抜の改革

多様な背景を持った学生の大学への受け入れが促進されるよう、大学入学希望者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜に改革

特に、各大学の個別選抜においては、教育カリキュラムや教育改革と連動した入試改革を進めるため、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素を踏まえた多面的・総合的な選抜方法を促進

2 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」及び「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の実施

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜を通じて、学力の三要素をはじめとした、これからの時代に求められる力を育成・評価するために、学力評価のための新テストの在り方について一体的な検討を行うとともに、新テストの一体的実施や新たな評価方法の開発等を行う組織を整備

3 高等学校教育の改革

義務教育までの成果を確実につなぐとともに高等学校教育の質の確保・向上を図り、生徒に、国家と社会の形成者となるための教養や行動規範、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶ力を身につけさせる

4 大学教育の改革

多面的・総合的な評価等の大学入学者選抜改革と連動して、多様な学生が切磋琢磨し相互に刺激を与えながら成長する場を創成するとともに、大学教育の質的転換を断行し、学生が高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させ、予測困難なこれからの社会に出て自ら答えのない問題に対して解を見出していく力を身につけさせる

○個別選抜改革を推進するための法令改正【平成27年度中を目途に改正】

- ・ アドミッション・ポリシー(入学受入の方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)の一体的な策定について義務付ける
- ・ 認証評価に関する省令を改正し、認証評価の評価項目に入学選抜を明記

○大学入学者選抜実施要項の見直し【平成28年度大学入学者選抜実施要項(平成27年度)以降順次実施】

- ・ 適切なルールの下での入学選抜全体の多面的・総合的な評価への転換を図るため、一般入試、推薦入試、AO入試の区分を廃止した新たなルールを構築するために、大学入学者選抜実施要項を見直す

○アドミッション・ポリシーの明確化【平成26年度中に事例集、平成27年度中にガイドライン作成】

- ・ 事例集やガイドラインの作成・提供

○個別選抜改革の推進のための財政措置【取組の推進、財政措置の在り方を検討し平成27年夏を目途に具体策を取りまとめ】

○「高等学校基礎学力テスト(仮称)」は平成31年度から、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」は平成32年度からの実施を目指し、専門家の知見を活用しつつ、一体的な検討を実施

- ・ 平成27年中を目途に専門家会議の検討結果をとりまとめ
- ・ 平成29年度初頭に「新テストの実施方針」を策定・公表
- ・ ※新テストの出題内容や範囲、プレテストの実施内容やスケジュール、正式実施までのスケジュール
- ・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成29年度中を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成30年度中を目途にプレテストを実施
- ・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成30年度初頭を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成31年度初頭を目途に「実施大綱」(新テストの具体的な内容)を策定・公表

○新テストの実施主体の設立【平成29年度を目途に設立】

- ・ 独立行政法人大学入試センターを改組した新たな組織は、新テストの実施、個別選抜等の支援、専門的人材の育成、入学選抜や学力評価についての新しい方法の開発等を目的とする

○課題の発見と解決に向けた主体的・協動的な学びの推進と高等学校教員の資質能力の向上【速やかに実施】

- ・ 課題の発見と解決に向けた生徒の主体的・協動的な学習・指導方法の充実のために必要な方策について検討し、普及を図る
- ・ 教員の養成・採用・研修の改善について、中央教育審議会にて具体的な方策の検討を行い平成28年度中を目途に制度改正

○多様な学習活動・学習成果の評価【平成28年度中に調査書や指導要録を改訂】

- ・ 専門家会議で検討を行い、調査書や指導要録を改訂

○学習指導要領の見直し【平成28年度中に答申】

- ・ 高等学校学習指導要領について、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から見直しを行う

○大学教育の質的転換【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 各大学において、全学的な教学マネジメントの下で、双方向の授業や主体的な学修への転換が促進されるための法令改正(SDの義務化をはじめとする学長を補佐する体制の充実)を実施

○学生の学修成果の把握・評価の推進【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 認証評価制度について、学修成果や内部質保証(各大学における成果把握と改善の取組)に関する評価を推進

○大学への編入学等の推進【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 高校専攻科修了生の大学への編入学について、中央教育審議会における検討結果を踏まえ、必要な制度改正を実施

高大接続改革に向けた工程表

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度～
各大学の個別選抜改革	法令改正	中教審における審議	<ul style="list-style-type: none"> 三つのポリシーを義務付ける ※アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー 認証評価の評価項目に入学選抜を明記 ※ 法令改正にあわせて、関係機関・団体と連携して大学入学選抜に対する評価や情報公開の充実に取り組む 					
	大学入学選抜実施要項見直し	中教審答申の提言に基づき28年度大学入学選抜実施要項から順次反映						
	アドミッションポリシー明確化	事例集の作成・提供	ガイドラインの作成・提供	各大学におけるアドミッション・ポリシーの明確化				
	財政措置	個別選抜改革を先行して行う大学への取組を推進するとともに、財政措置の在り方を検討し、27年夏を目途に具体策を取りまとめ						
高等学校基礎学力テスト(仮称)	実施内容	専門家会議における検討 ※ 対象教科・科目、「教科型」「合教科・科目型」「総合型」等の枠組み、問題蓄積、記述式導入方法、CBT導入方法、成績表示の在り方等	「新テストの実施方針」の検討 ※ 出題内容・範囲、プレテスト内容、正式実施までのスケジュール等	「実施大綱」の検討(新テストの具体的内容)表 ※ 高等学校基礎学力テスト(仮称)	「実施大綱」の検討(新テストの具体的内容)表 ※ 大学入学希望者学力評価テスト(仮称)	「実施大綱」の検討(新テストの具体的内容)表 ※ 大学入学希望者学力評価テスト(仮称)	「実施大綱」の検討(新テストの具体的内容)表 ※ 大学入学希望者学力評価テスト(仮称)	高等学校基礎学力テスト(仮称)導入 大学入学希望者学力評価テスト(仮称)導入 36年度から新学習指導要領に対応
	実施主体	新テストの実施主体の機能や在り方について検討	新テストの実施主体の設置に必要な法令改正等	実施主体設立・運営				
	実施内容	専門家会議における検討 ※ 対象教科・科目、「教科型」「合教科・科目型」「総合型」等の枠組み、問題蓄積、記述式導入方法、CBT導入方法、成績表示の在り方等						
高等学校教育の改革	学習・指導方法の充実	課題の発見と解決に向けた生徒の主体的・協働的な学習・指導方法の充実に必要な方策について検討。既存の取組も含め、平成27年度以降順次実施						
	教員の資質能力向上	教員養成・採用・研修について、中教審教員養成部会において検討	中教審の審議結果を踏まえた制度改正	制度改正に基づく教員の養成・採用・研修の充実				
	多様な学習活動・学習成果の評価	専門家会議における検討 ※ 調査書の様式見直し、出願時提出資料の共通様式の策定等	調査書及び指導要録の改訂					
	学習指導要領の見直し	諮問	答申	告示	周知・徹底	教科書作成・検定・採択・供給		
		※ 学習指導要領改訂に係る上記スケジュールは、高等学校の過去の改訂スケジュールに基づくイメージである。						
大学教育の改革	大学教育の質的転換	中教審における審議 三つのポリシーを義務付ける ※アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー SDの義務化をはじめとする学長を補佐する体制の充実に図る	各大学における教育の質的転換					
	学生の学修成果の把握・評価推進	中教審における審議 認証評価制度において学修成果や内部質保証の評価の規定創設	学修成果や内部質保証(各大学における成果把握と改善の取組)に関する評価の推進					
	大学への編入学等の推進	高等学校専攻科修了生の大学への編入学の制度化 募集単位の大きくり化、入学後の進路変更、学び直しのための環境整備を推進	各大学における編入学の推進、生涯を通じて学修に取り組める環境の整備					

高大接続システム改革会議について

高大接続システム改革会議委員

1 設置：平成27年2月24日

2 趣旨：

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日中央教育審議会答申）を踏まえ策定された「高大接続改革実行プラン」（平成27年1月16日文部科学大臣決定）に基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討を行う。

3 検討事項：

高大接続改革を実施するために必要な以下の事項について検討を行い、具体的な方策について整理する。

（1）高等学校基礎学力テスト（仮称）及び大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の在り方について

（2）個別選抜（各大学が個別に行う入学者選抜）の改革の推進方策について

（3）多様な学習活動・学習成果の評価の在り方について

（4）その他

⇒ 平成27年9月に「中間まとめ」公表

荒瀬 克己
○安西 祐一郎
五十嵐 俊子
乾 健太郎
浦野 光人

岡本 和夫
恩蔵 直人
片峰 茂
金子 元久
香山 真一
河野 真理子

五神 真
小林 浩

佐藤 東洋士
佐野 元彦
鈴木 典比古
関根 郁夫
長崎 榮三
長塚 篤夫
南風原 朝和
羽入 佐和子
濱口 道成
日比谷 潤子
宮本 久也
山極 壽一
山本 廣基
吉田 研作

大谷大学文学部教授
独立行政法人日本学術振興会理事長、文部科学省顧問
日野市立平山小学校長
東北大学大学院情報科学研究科教授
株式会社ニチレイ相談役、公益社団法人経済同友会幹事、
公益財団法人産業教育振興中央会顧問、一般社団法人
アグリフューチャー・ジャパン理事長、
一般社団法人日本経営協会会長
独立行政法人大学評価・学位授与機構理事
早稲田大学理事（広報・入試担当）
長崎大学長
筑波大学大学研究センター教授
岡山県立和気閑谷高等学校長
株式会社キャリアン代表取締役、神奈川県教育委員会
委員
東京大学大学院理学系研究科長
リクルート進学総研所長、
リクルート「カレッジマネジメント」編集長
学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長
一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長
公立大学法人国際教養大学理事長・学長
埼玉県教育委員会教育長
前静岡大学大学院教育学研究科教授
順天中学校・高等学校長
東京大学大学院教育学研究科長
お茶の水女子大学長
名古屋大学総長
国際基督教大学長
東京都立西高等学校長
京都大学総長
独立行政法人大学入試センター理事長
上智大学言語教育研究センター長

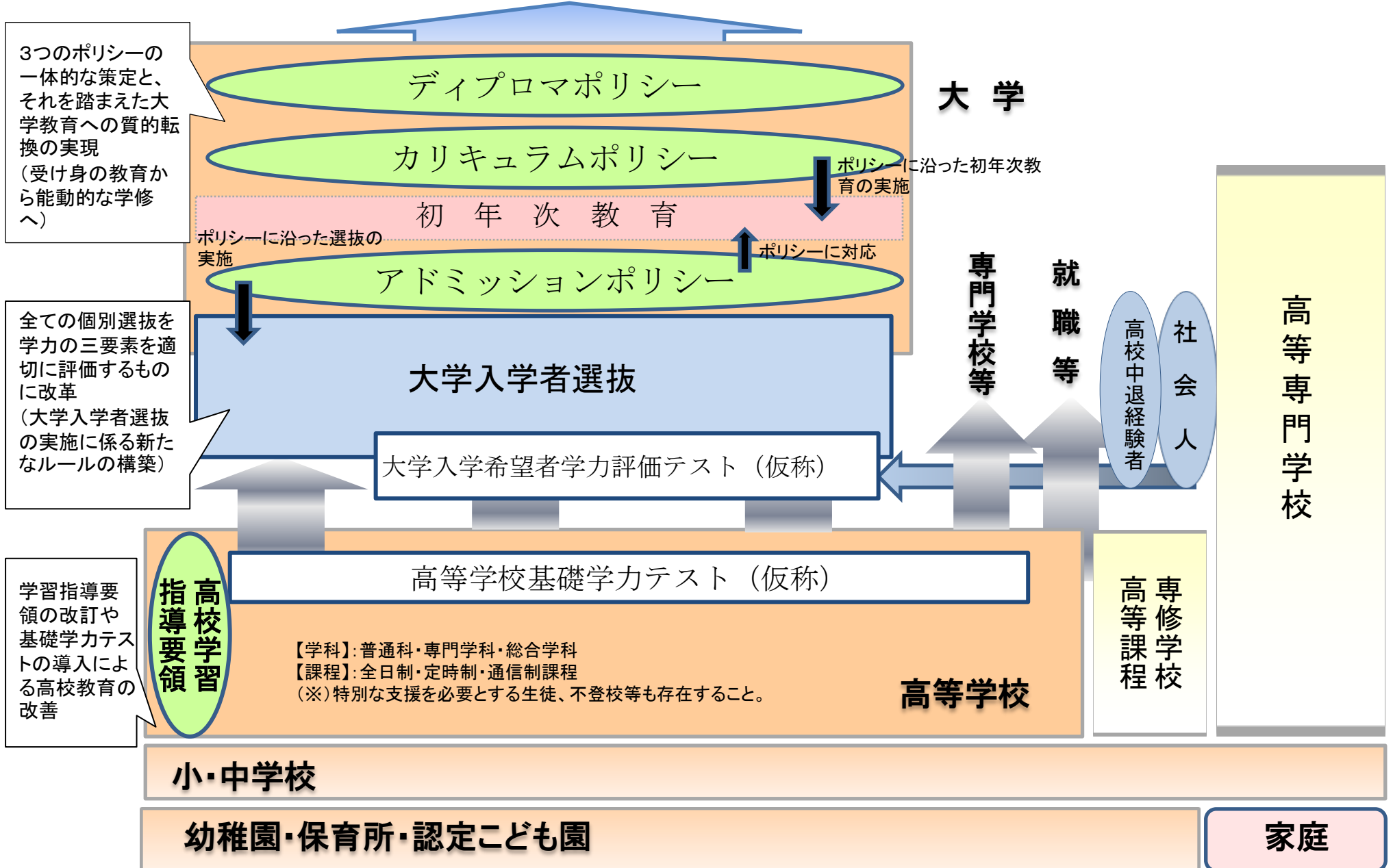
計 27名

○ 座長

※50音順・敬称略

初等中等教育から大学教育までの一貫した接続イメージ

社会への送り出し (学校教育の入り口から出口まで一貫して社会との関係を重視)



高等学校教育

教育内容の見直し

⇒次期高等学校学習指導要領の改訂など

【H26.11～中教審教育課程企画特別部会で審議中】

- ・教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた学習指導要領等の基本的な考え方を明確化
- ・育成すべき資質・能力を踏まえた、教科・科目等の見直し

学習・指導方法の改善と教員の指導力向上

⇒教員の養成・採用・研修の見直しなど

【H26.7～中教審教員養成部会で審議中】

- ・学習・指導方法の改善に対応するための教員の指導力の向上

多面的な評価の推進

⇒学習評価の改善

【詳細はH27秋頃から高大接続システム改革会議評価検討ワーキング・グループで検討予定】

- ・学習評価の在り方の見直しや指導要録の改善により、生徒の多様な学習活動・成果が反映されるよう改善(さらに、調査書等に適切に反映)

⇒多様な学習成果を測定するツールの充実

- ・生徒の基礎学力の確実な育成のための高等学校基礎学力テスト(仮称)の導入
- ・農、工、商業などの検定試験や英語などの民間検定の利活用の促進

大学入学者選抜

個別選抜の改革

↑
ポリシーに沿った選抜

各大学において、アドミッション・ポリシーに基づき、例えば、下記の方法から

- ・活用する評価方法・比重
- ・要求するレベル等を決定・公表

ア 大学入学希望者学力評価テスト(仮称)の結果

イ 自分の考えに基づき論を立てて記述させる評価方法

ウ 高校時代の学習・活動歴

- ・調査書
- ・活動報告書(個人の多様な活動、ボランティア・部活動・各種団体活動等)
- ・各種大会や顕彰等の記録
- ・資格・検定試験の結果
- ・推薦書等

エ エッセイ、大学入学希望理由書、学修計画書

オ 面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション

右の三要素を左のような方法で評価

①知識・技能

②思考力・判断力・表現力

※①を基盤にして答が一つに定まらない問題に自ら解を見出していく思考力・判断力・表現力等の能力

③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

大学教育

各大学の教育理念に基づく三つのポリシーの一体的な策定を法令上位置付け、ガイドラインを策定

アドミッション・ポリシー

以下の三要素について各大学で具体的にどのような能力をどのレベルで求めるのかを明確化

カリキュラム・ポリシー

各大学において、それぞれのディプロマ・ポリシーを踏まえ、どのようなカリキュラムを編成し、教育を行うかの方針を明確化

ディプロマ・ポリシー

各大学において、どのような能力を身に付ければ学位を授与するのかという方針を明確化

○カリキュラムの体系化

- ・多様な背景を持つ学生を大学教育に円滑に移行させるための「初年次教育」の充実
- ・明確な方針に基づく教養教育と専門教育の充実
- ・学生の履修・学修支援の充実など

○卒業に必要な要件の明確化と厳格な卒業認定

○卒業後を見据えた社会との連携強化

大学入学希望者学力評価テスト(仮称)の導入

- ◆調査書の改善
- ◆個別選抜の改革の支援

(面接等の手法や評価方法の開発、アドミッション・オフィスの整備・強化)

- ◆学修成果の把握・評価(アセスメント・テスト、学修行動調査、ルーブリック等)
- ◆教職員の資質・能力の向上(FD・SDの充実、教員の教育業績評価の充実)
- ◆高度専門職(アドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネータ、IRer等)の育成・制度化
- ◆大学における教育条件整備(TAの充実、ラーニング・コモンズの整備)
- ◆高大接続システム改革の目的と内容を実現する新しい認証評価制度の具体化と適切な評価

【詳細は中教審大学分科会大学教育部会で検討予定】

高大接続システム改革会議 中間まとめのポイント (平成27年9月15日)

- ◆ **新たな時代を生きる子供たち一人一人に必要な能力＝「学力の3要素」** (①十分な知識・技能、②それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていく 思考力・判断力・表現力等の能力、③これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)
- ◆ こうした能力を初等中等教育から大学教育まで一貫して育てていくため、「**高等学校教育**」「**大学教育**」「**大学入学者選抜**」の**一体的な改革**に取り組む。このことにより、我が国で学ぶ人々一人一人の実り多い幸福な人生の実現と、社会の持続的な発展に貢献する。

高等学校教育改革

- ◆ 下記の三つの観点から、高等学校教育改革を推進。
 - 育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直しなどの「**教育課程の見直し**」
 - アクティブ・ラーニングの視点からの「**学習・指導方法の改善**」と教員の養成・採用・研修の改善を通じた「**教員の指導力の向上**」
 - 学習評価の在り方の見直しや指導要録の改善などの「**多面的な評価の推進**」
- ◆ それぞれの改革を密接に関連付けながら、学校におけるPDCAサイクルの構築を図ることをもって、高等学校教育全体の質の確保・向上を実現。
- ◆ **生徒一人一人が義務教育を基盤として「学力の3要素」を身につけることを目指す。**

<取り組むべき方策>

○ 教育課程の見直し

- ・高等学校学習指導要領の改訂
- 育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し
- カリキュラム・マネジメントの普及・促進
- (→中央教育審議会において審議)

○ 学習・指導方法の改善と教員の指導力の向上

- ・教員の養成・採用・研修の見直し
- 学習・指導方法の改善に対応するための教員の指導力の向上
- (→中央教育審議会において審議)

○ 多面的な評価の推進

- ・学習評価の改善
- (→高大接続システム改革会議 多面的な評価推進WGにおいて審議)
- ・多様な学習評価を測定するツールの充実
- 高等学校基礎学力テスト(仮称)の導入
- 農、工、商業などの検定試験や英語などの民間検定の利活用促進

○ 高等学校教育におけるPDCAサイクルの構築

- ・各学校におけるPDCAサイクル構築の取組と、それを支える国・設置者等からの支援

○ 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の導入(平成31年度～)

大学入学者選抜改革

- ◆ 各大学の入学者選抜をアドミッション・ポリシーに基づき「**学力の3要素**」を**多面的・総合的に評価するもの**へと転換。
- ◆ 現状ではまだ抽象的なものにとどまっていることが多いアドミッション・ポリシーを明確化し、それを実現するための入学者選抜方法を具現化。
- ◆ このことにより、**高等学校教育における能動的学習の充実を後押しするとともに、入学後の大学教育に円滑につなげていく。**

<取り組むべき方策>

○ アドミッション・ポリシーの明確化とその内容の入学者選抜方法への具現化

- ・「学力の3要素」について、具体的にどのような能力・レベルを求めるのか、それら適切に評価するため、どのような評価方法を組み合わせ、どのような水準を要求し、どのような比重を置いて評価するのかの明確化

○ 入学者選抜で学力の評価が十分に行われていない大学における入学者選抜の改善

- ・多様な学力把握の方法(小論文、口頭試問等)や「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の活用
- ・調査書のより有効な活用
- ・調査書の様式の改善、認証評価における大学入学者選抜改革の評価

○ 多様な背景を持つ受検者の選抜

- ・多面的な選抜の仕組みの構築や多角的な評価方法の開発・実施、入学後のカリキュラム編成等の工夫

○ 多面的・総合的な評価による入学者選抜を支える体制の整備

- ・アドミッション・オフィスの整備・強化、アドミッション・オフィサー等の専門人材の育成等
- ←先導的な選抜方法や評価方法等の開発
- ←財政支援による個別大学の取組促進

○ 大学入学者選抜の実施に係る新たなルールの構築

- ・「大学入学者選抜実施要項」を抜本的に見直し、一般入試、推薦入試、AO入試の区分を廃止し、新たなルールを構築すべく、今後関係者間で具体的に検討

○ 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入(平成32年度～)【別紙2】

大学教育改革

- ◆ 三つのポリシー
 - ①学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)
 - ②教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)
 - ③入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を一体的に策定。
- ◆ 学長のリーダーシップの下、三つのポリシーに基づく教学マネジメントを確立し、入学から卒業までの大学教育全体を改革。
- ◆ 受け入れた学生一人一人の「**学力の3要素**」を**確実に向上**させ、地域社会、国際社会、産業界等広く社会に送り出す。

<取り組むべき方策>【別紙1】

○ 三つのポリシーの一体的な策定・公表を法令上義務付け

- (→中央教育審議会において具体化、平成27年度中に法令改正)

○ 三つのポリシーに関するガイドラインの策定

- (→中央教育審議会において具体化、平成27年度中に策定)

○ 三つのポリシーに基づく各大学の教学マネジメントの確立

- ・多様な学生に対応できる体系的なカリキュラム編成
- ・知識の伝達・注入を中心とした授業から能動的な学修への転換
- ・学修成果の把握・評価
- ・充実した大学教育の実践を支える体制の整備(FD・SDの充実、専門的職員の育成等)

←国による大学における先導的な取組の支援、情報収集・発信

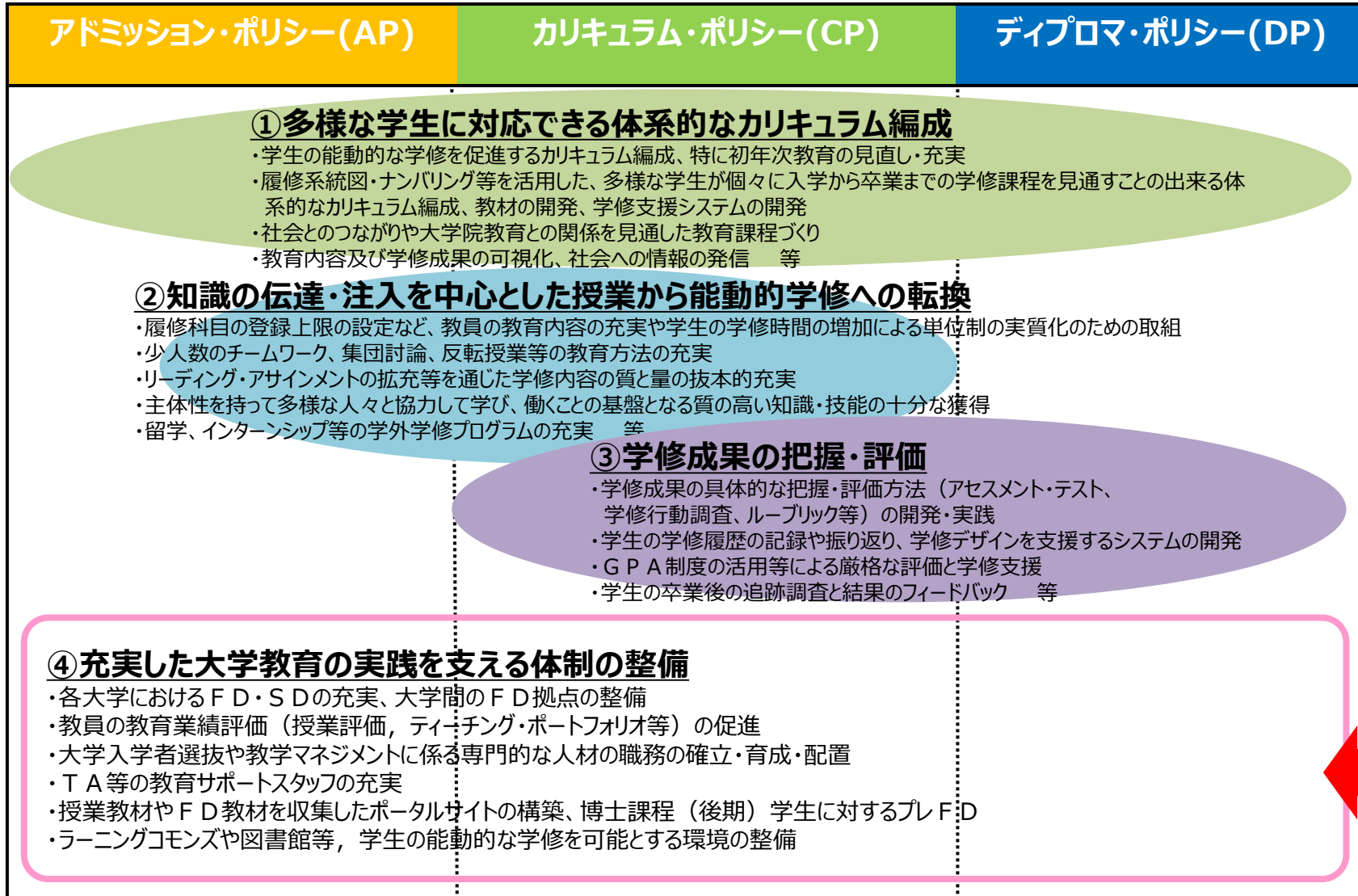
←地域社会、国際社会、産業界等の参加・協力

○ 認証評価制度の改革

- ・認証評価が大学として求められる最低限の質の確保のみならず、大学教育の改革や大学入学者選抜の改革、教育研究機能の高度化により積極的な役割を果たすものとなるよう改革

- (→平成30年度から始まる第3期の評価サイクルに向け、中央教育審議会にて検討、平成27年度中を目途に法令改正)

- ◆ 三つのポリシーの一体的な策定を法令上位置付け (平成27年度中)
- ◆ 三つのポリシーに関するガイドラインを策定 (平成27年度中)
- ◆ 三つのポリシーに基づき各大学において教学マネジメントを確立



入学から卒業までの一貫した取組に反映

社会とのつながりの重視、連携・協力

- ・国際社会
- ・地域社会
- ・産業界
- ・高等学校 等

国による支援

- ・大学における先進的な取組の支援
- ・取組に関する情報や実証的データの収集・発信

1. 基本的事項

①目的・対象者

- ・ 大学入学希望者を対象に、これからの大学教育を受けるために必要な能力について把握することを主たる目的とし、知識・技能を十分有しているかどうかの評価も行うことに加え、「思考力・判断力・表現力」を中心に評価。

②「思考力・判断力・表現力」の明確化とそれを踏まえた作問

- ・ 大学入学段階で求められる「思考力・判断力・表現力」を構成するより具体的な能力概念の枠組みを整理【別紙7】
- ・ それらの能力のうち、特に自ら問題を発見し、答えが一つに定まらない問題に解を見出していくために必要な諸能力を重視
- ・ それらの諸能力を評価する作問を、各教科・科目について行う

2. 具体的な制度設計の考え方

次期学習指導要領に関する中央教育審議会における審議も踏まえ、以下の点を検討し、具体化に取り組む。

①対象教科・科目

【次期学習指導要領下（平成36年度～）】

- 地歴・公民については、次期学習指導要領における科目設定等を踏まえ、知識・技能に関する判定機能に加え、例えば、歴史系科目においては、歴史的思考力等を含め、思考力・判断力・表現力を構成する諸能力の判定機能を強化。
- 次期学習指導要領での導入が検討されている「数学と理科の知識や技能を総合的に活用して主体的な探究活動を行う新たな選択科目」（「数理探究（仮称）」）に対応する科目を実施。
- 数学、理科については、知識・技能に関する判定機能に加え、思考力・判断力・表現力を構成する諸能力に関する判定機能を強化。
- 国語については、次期学習指導要領における科目設定等を踏まえ、知識・技能に関する判定機能に加え、例えば、言語を手掛かりとしながら、限られた情報のもとで物事を道筋立てて考え、的確に判断し、相手を想定して表現するなど、思考力・判断力・表現力を構成する諸能力に関する判定機能を強化。
- 英語については、書くことや話すことを含む4技能について、例えば、情報を的確に理解し、語彙や文法の遣い方を適切に判断し活用しながら、自分の意見や考えを相手に適切に伝えるための、思考力・判断力・表現力を構成する諸能力を評価。また、民間との連携の在り方も検討。
- 次期学習指導要領における教科「情報」に関する検討と連動しながら、対応する科目を実施。

「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入について

2. 具体的な制度設計の考え方(つづき)

【現行学習指導要領下（平成32年～35年度）】

- 次期学習指導要領改訂の議論の方向性を勘案しつつ、思考力・判断力・表現力を構成する諸能力をより適切に評価。
- 試験の科目数については、思考力・判断力・表現力を問う作問体制への転換、受検者の状況等も勘案しつつ、できるだけ簡素化。

②問題の内容、出題・解答・成績提供方式

- 多肢選択式問題に加え、問題に取り組むプロセスにも解答者の判断を要する部分が含まれる問題、記述式問題などを導入。
- 記述式問題については、各教科・科目の特性も念頭に置きつつ、平成32年度～35年度は短文記述式、36年度以降はより文字数の多い記述式を導入。
 - ※記述式については、作問体制や採点体制の整備・充実の検討が必要であり、コストやスケジュールの課題、コンピュータ採点支援の技術的可能性等を検討する必要
- 多様な資料や動画を用いるなど様々な出題が可能となるCBTの導入(平成36年度～)。平成32年度～35年度はCBTの試行。
 - ※「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の検討状況・実績等を踏まえ、システムの安定性やセキュリティの確保、コスト、その他本格実施に当たって前提となる課題について検討
- 大学や大学入学希望者に対し、結果の多段階表示による提供と併せ、種々のデータ(例えばパーセンタイル値などによるデータ等)を大学に提供することについて、大規模な共通テストとしての幅広い識別力の確保の必要性なども踏まえつつ、今後より専門的に検討。
- 年複数回実施の方法等については、作問や採点に関する課題を含め、関係者等の意見も聴きつつ十分に検討。

* 学習指導要領の改訂時期や実施時期については、過去の改訂スケジュールから想定したもの。高等学校学習指導要領は年次進行で実施するため、平成34年度に入学した生徒が3年生になる平成36年度から次期学習指導要領対応となるものと想定。

5. 実践的な職業教育を行う

新たな高等教育機関の制度化の検討



実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について

教育再生実行会議

第5次提言（H26.7.3）

・社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。

第6次提言（H27.3.4）

・第5次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の 制度化に関する有識者会議 (H26.10より開催 H27.3審議のまとめ)

【基本的方向性】

- 新機関は、大学体系の中に位置付け、学位授与機関とすることを基本とする
(国際的・国内的通用性の確保の重要性や、高等教育体系の多様化の促進のため大学・短大・質の高い専門職業人養成を行う専門学校が移行しうる仕組みとする必要性等を勘案)

【制度化の主要論点】

- 主目的は「質の高い専門職業人養成のための教育」とする
- 実習、実技、演習、実験等を重視
PBLやインターンシップを積極的に導入
- 教育課程編成や評価に産業界が参画
- 新機関に相応しい設置基準を設置し、国により設置認可 等

中央教育審議会諮問（H27.4.14）

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」

■総会に置く特別部会(新設)において、以下の事項をそれぞれ審議

＜検討事項＞

- 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成について(新たな高等教育機関の制度化)
 - ・社会の人材ニーズに即応し、各職業分野の特性を踏まえた質の高い職業人養成を行うことができる制度設計
 - ・高等教育機関としての質を確保し、新機関の学修成果が国際的にも国内的にも適切な評価を受けられる制度の在り方
 - ・高校生の進路の選択肢拡大や、より高度な技術や知識の習得を目指して学び直す際に就職後も社会人が学習しやすい仕組み 等

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会委員

- 相原 康伸 日本労働組合総連合会副会長、全日本自動車産業労働組合総連合会会長
青山 伸悦 日本商工会議所理事・事務局長
麻生 隆史 九州情報大学長、山口短期大学長
安部 恵美子 長崎短期大学学長
生重 幸恵 特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事
内田 龍男 独立行政法人国立高等専門学校機構理事、仙台高等専門学校長
岡本 比呂志 学校法人中央情報学園理事長
金子 元久 筑波大学大学研究センター教授
金丸 恭文 フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
川越 宏樹 学校法人宮崎総合学院理事長
北山 禎介 三井住友銀行会長
國枝 マリ 津田塾大学学長
○黒田 壽二 金沢工業大学学園長・総長
小杉 礼子 独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
佐々木かをり 株式会社イー・ウーマン代表取締役社長、株式会社ユニカルインターナショナル代表取締役社長
佐藤 東洋士 学校法人桜美林学園理事長・総長
鈴木 道子 山形県立米沢女子短期大学長、山形県立米沢栄養大学長
千葉 茂 日本工学院専門学校校長
寺田 盛紀 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授
富山 和彦 株式会社経営共創基盤代表取締役CEO
永里 善彦 株式会社旭リサーチセンター相談役
◎永田 恭介 筑波大学学長
長塚 篤夫 順天中学校・高等学校長
前田 早苗 千葉大学普遍教育センター教授
牧野 正幸 株式会社ワークスアプリケーション代表取締役
益戸 正樹 パークレイズ証券株式会社顧問、株式会社肥後銀行取締役
米田 進 秋田県教育委員会教育長

◎部会長、○副部会長
(敬称略、50音順)

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について」（審議のまとめ）の概要

経緯 教育再生実行会議の第五次提言（H26.7）を受け、平成26年10月から「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」（座長：黒田壽二 金沢工業大学学長・総長）を開催。平成27年3月、「審議のまとめ」を公表。

1. 高等教育の多様化の必要性

社会経済の変化に伴う人材需要に即応した、質の高い職業人養成の量的拡大が必要

- 産業構造・労働力市場等が変化する中、実践的知識・技術を学び続けることが不可欠。
- 企業における教育訓練の機会が減少。
- 質の高い専門職業人養成の量的拡大には、既存学校種の取組だけでは限界。（下記参照）

高等教育体系の多様化の必要性

- 世界の主要各国では、実践的又は特定の職業的な専門教育課程も大学体系に位置付け。
- 専門高校生の大学進学は平均2割程度で、そのニーズに合った進学機会の拡大が必要。
- 我が国の大学・短大進学率はかつて10%台だったのが56.7%に達し、卒業時には約7割の学生が就職。
- 大学・短大の段階での多様な若者の幅広いニーズに応えるため、我が国の高等教育の多様化が必要。

社会人の学び直し・地方創生（地域産業を担う専門職業人養成）への対応

- 社会人がより高度な知識や技術の習得を目指す、学び直しの機会を拡大する必要。
- 地方創生のため、地域産業を担う専門職業人を育成する高等教育機関が必要。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を創設し、高等教育を多様化

【現行制度のみによる将来に向けた対応の限界】

大学 制度として教育と研究の双方をその目的に掲げ、我が国の学術研究の発展という使命も担っているため、学生や社会の現代的なニーズに応えた専門職業人養成機能のさらなる量的拡大に比重を置いて対応していくことには限界がある。

短期大学 地域に根差した身近な高等教育機関として専門職業人を養成しているが、社会の複線化に伴って職業人に求められる能力が高度化している中、短期の修業年限の範囲でこうした要請に対応することが難しい場合もある。

高等専門学校 中学校卒業時から学生を受け入れて後期中等教育から高等教育まで一貫した教育を行うことに特徴があり、その点で高い社会的評価を得ているものであるため、高等学校等の卒業者を大量に受け入れることが制度上想定しにくい。

専門学校 制度として職業等に必要能力の育成を目的に掲げており、社会的ニーズに弾力的に対応して多様な職業教育を展開し、実践的知識や技術、能力等を育成しているが、教員数や施設設備に関する基準が緩やかなものとなり、また、第三者評価が制度化されておらず、その柔軟な制度的特徴から、教育の質が必ずしも保証されたものとはなっていない。

2. 新たな高等教育機関の基本的な方向性

- 高等教育を多様化し、機能別分化・複線化を図るため、質の高い専門職業人を養成する機関として、新たな機関を既存の大学等と比肩する高等教育機関と位置付ける必要。
- 産業界と連携しつつ、どのような職業人にも必要な基本的な知識・能力とともに、実務経験に基づく最新の専門的・実践的な知識や技術を教育する機関とする。
- 教育内容・方法、教員、施設・設備、評価等の基準は、新たな機関の目的に最適な枠組みとして新設。諸外国の専門大学も参考に、国際的認知を得られるものとする。
- 単に現行の大学等の設置基準より低い基準とするのではなく、実践的な職業教育の質を確保しうる仕組みを備えた高等教育機関とするとの考え方で制度設計を行う。

【大学体系の中に位置付けるべきか、大学とは異なる新たな学校種とすべきか】

- 18歳人口の過半数が大学に進学する中、産業の高度化に対応した人材養成の高度化と、学修成果の国際的・国内的な通用性の確保が重要であることから、新たな高等教育機関を大学体系に位置付け、学位授与機関とすることが有益。
- 高等教育の多様化を図るには、大学・短大・質の高い教育を行う専門学校が自らの判断で円滑に移行しうる仕組みとし、選択肢を増やす必要。（既存学校種の学部等の一部を移行し、併設も可能）

大学体系の中に位置付ける方向を基本として、中教審で更に検討

3. 制度化に当たっての個別主要論点

(1) 目的

- 主たる目的として「質の高い専門職業人養成のための教育」を位置付け。
- 「研究」を主たる目的と位置付けずに、例えば、教育内容を学術の進展や技術革新に即応させるために行うもの等と位置付けることが妥当か等について今後検討。

(2) 教育内容・方法

- 専門教育とその基盤となる教養教育にわたって体系的な教育課程を編成。
- どのような職業人にも必要とされる知識や思考法等、変化の激しい実社会を主体的に生きていくために必要な活用力・応用力の基盤形成が重要。 コミュニケーションスキル・ICTスキル等の基本的な能力や、インターンシップ等を通じた協調性・責任感等の育成にも配慮。
- 教育課程編成に産業界の一定の参画が得られる仕組みとする方向で検討。
- 実習、実技、演習、実験等を重視。PBLやインターンシップ等を積極的に取り入れ。
- 卒業要件は、修業年限4年の場合は124単位、2年は62単位等、大学・短期大学と同水準。

(3) 入学者受入れ、編入学

- 社会人と高等学校等の新卒者のいずれもが入学。 その際、専門学科卒業者の知識・能力等の深化・発展や、普通科卒業生の専攻分野の学修への円滑な導入に配慮。
- 大学への編入学や大学からの転学者の受入れなど、進路変更の柔軟化に配慮。

(4) 修業年限

- 修業年限は2～4年。
- 社会人の学び直しに対応するため、学位プログラムのモジュール化による短期履修を可能とする工夫や、その積み上げにより学位授与を可能とすることも検討。
- 4年制の場合、前期課程(2～3年)と後期課程(1～2年)の二段階編成も検討。この場合、前期課程修了者は学位(短期大学士相当)を取得した上で、就職のほか、後期課程への進級や大学への編入学等を選択可能に。後期課程への入学者は、就職しながら進級する者や、数年間の実務経験を経てから学び直す者等を想定。

(5) 学位

- 「学士」「短期大学士」相当の学位を授与。
- 「学士」「短期大学士」に相当する職業学位という概念が適切かについて今後検討。

(6) 教員

① 必要教員数

- 新たな高等教育機関では、研究活動に大きな工フォートは求められないが、教育活動として重視する実習・実技・演習・実験等の実施には大きな工フォートが求められる。 この点や、現在の大学・短期大学の教員数に関する基準を踏まえてさらに検討。
- 人材需要が高度に専門的であるため、新たな高等教育機関では少ない収容定員に対する基準を設定し、少人数の教員・学生による学科を設置しやすくすることも検討。

② 教員の資格要件

- 教員の資格は、教育上の指導能力の有無に最重点を置く。
- 卓越した実績を伴う実務家教員を一定割合で配置(分野ごとの特性に配慮)。 企業等と兼任する教員も、一定条件の下、必要教員数に算入できる仕組みに。
- 実務に関する能力を保証できる仕組みを検討。 FDによる指導力向上も求める。
- 専門分野の研究を通じて論理的思考等の訓練を積んだ教員も一定程度確保。

(7) 施設・設備等

- 実践的な職業教育を行う上で必要な施設・設備を備えることが不可欠。ただし、職業分野の特性や、実社会の変化に柔軟に対応する必要があることに留意が必要。学生の安定的利用が確保されている場合は必ずしも自己所有を求めないことや、支障のない範囲内で、併設する学校と一定の共用を認めることも考えられる。
- 分野に応じた図書等の資料を活用できるようにしたり、自発的学習できる学習環境の整備が必要（ICTの活用も検討）。運動場や体育館を必置とするかについて要検討。
- 校地・校舎面積は、質の高い専門職業人養成に必要な施設・設備を備えられる適切な基準とする。産業界と連携した実習等や、社会人の通学の利便性の向上、企業等と兼任する実務家教員の確保など特に校地面積の確保が困難な場所への立地の必要性も踏まえて今後検討。

(8) 質の保証システム

① 設置認可

- 大学設置基準等とは別に、実践的な職業教育を行うのに相応しい設置基準を設定。
- 設置者は国、地方公共団体及び学校法人。設置認可は文部科学大臣が行う。

② 情報公開

- 教育情報や財務情報を公開（「大学ポートレート」への参画等）。
- 卒業生の社会における評価等（例：学生の資格・検定試験等の合格率、卒業者に対する就職先企業からの評価、学生の授業評価の結果等）も情報公開、自己点検・評価や第三者評価の指標としても活用。

③ 自己点検・評価、第三者評価

- 新たな高等教育機関が主体性をもって自己点検・評価を行う。また、第三者評価として認証評価を実施。その際、機関別評価に加え、各分野の専門性に応じた分野別評価を実施。

④ 公的助成

- 設置基準に相応しい助成水準の検討、追加的財政需要に見合った財源確保が必要。
- 成果に応じた配分による質の保証へのインセンティブを設けることも検討。

⑤ その他

- 設置認可や評価においては、産業界の協力を得て教育の質を確保(資格との関係に留意)。
- 経営悪化や産業界のニーズの変化等により教育の質の保証ができなくなった場合の対応として、円滑な教育の改善・刷新の仕組みや学生保護方策等について検討。

4. その他の検討課題

(1) 名称

- 「専門職業大学」や「専門職大学」が考えられるが、適切な名称を今後検討。

(2) 分野

- 制度として職業分野の限定は行わない。設置基準における分野の種類は更に検討。

(3) 卒業者の実社会での活躍に向けた産業界との連携・協力

- 卒業者の出口確保や、実社会での活躍のためには、産業界の連携・協力が不可欠。また、産業界にとっても人材確保に有用な仕組みとなることが望まれる。
- 職業分野別団体等の支援・協力体制の構築に向け、行政レベルでの検討も進める。
- 企業等が、専門職業人に相応しい採用方法や採用後の人材活用に見直すことも重要。
- 4年課程の修了者が就職時に大卒と同等に処遇されること等により、新しい高等教育機関の位置づけが社会的にも既存の大学等と比肩するものとなるような配慮を期待。

新たな高等教育機関の制度化に関する論点例（検討メモ）

中教審・新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会（第4回） [H27.9.1]

☆新たな高等教育機関が行う職業教育のイメージの明確化

ディプロマ・ポリシーの観点から

- 育成する人材像
 - ・社会からの要請（どのような職業・職域、どの層の人材が求められているのか。）
 - ・特定職種のための知識・技能等の養成に特化するのか。
 - ・身に付けるべき知識・技能（→カリキュラム、卒業要件）
 - ・職能系、技能系
- 人材を育成するために必要な期間（課程）
 - ・4年制、2・3年制（→修業年限）
 - ・前期、後期(深化)課程
- 課程修了者に授与するタイトル
 - ・学士、専門的学位等
 - ・付記する分野名
 - ・当該学位の社会的位置付け、認知の必要性

カリキュラム・ポリシーの観点から

- 教育内容の設定
 - ・身に付けるべき知識・技能に適した授業の方法と内容
 - ・教養教育の内容
 - ・社会が求める職業・職域において必要な能力の育成・資格の取得等を意識した内容に特化するのか。
- カリキュラムの構成
 - ・単位制、授業時間制（計算方法）
 - ・学期制、モジュール制
 - ・所要の教育を受けるために必要な期間（修業年限）
 - ・社会人の学び直しのための単位の積み上げ方式や長期履修制度などの柔軟な履修制度
 - ・カリキュラム編成における産業界との連携の在り方
- 教育を行う適正な規模
 - ・学生の入学定員、収容定員
 - ・必要専任教員数（実務家教員数も含め）
- 教員の配置
 - ・教員の資格
 - ・実務家教員の活用
- 施設・設備
 - ・必要な施設・設備の確保（企業との連携、実習・インターンシップへの対応）

アドミッション・ポリシーの観点から

- 学生の受け入れ
 - ・初等中等教育からの接続の在り方
 - ・社会人の学び直し
- 入学者選抜の形態
 - ・入学者選抜で評価する能力の内容
 - ・多面的・総合的な評価の方法
- 入学の時期
 - ・社会人の学び直しのため、学期等の区分に応じた入学

- 自己点検・評価、第三者評価
 - ・産業界からの意見
 - ・認証評価等の実施体制（評価機関、基準）

☆その他の制度設計イメージの明確化

- 機関の設置形態
- 学術研究の機能の位置付け

☆他の学校種との関係、産業界・地域との関係の明確化

- 他の高等教育機関との役割分担（我が国経済成長への貢献等の視点から・地方創生の視点から）
- 産業界との連携の在り方・地域との連携の在り方

平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

(社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

- 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。

有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた**実践的・専門的なプログラム**を「**職業実践力育成プログラム**」(BP)として**文部科学大臣が認定**

【目的】

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校**の正規課程及び履修証明プログラム**
- **対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表**
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている
 - ①**実務家教員や実務家による授業** (専攻分野における概ね5年以上の実務経験)
 - ②**双方向若しくは多方向に行われる討論** (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)
 - ③**実地での体験活動** (インターンシップ、留学や現地調査等)
 - ④**企業等と連携した授業** (企業等とのフィールドワーク等)
- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- **教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築**
- **社会人が受講しやすい工夫の整備**(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)

認定により、①**社会人の学び直す選択肢の可視化**、②**大学等におけるプログラムの魅力向上**、③**企業等の理解増進**を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、**社会人の学び直しを推進**

○ 今後のスケジュール(予定)

- ・7月31日～10月9日 公募期間
- ・10月～11月頃 審査期間
- ・12月頃 職業実践力育成プログラムの認定
- ・平成28年4月 認定を受けた職業実践力育成プログラムの開始

○ 厚生労働省教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)との連携について

本制度は、受講する社会人の経済的負担を軽減するため、厚労省の教育訓練給付(専門実践教育訓練)と連携する予定であり、現在厚生労働省の審議会において検討中です。

(平成27年7月23日労働政策審議会職業能力開発分科会配布資料参照)

参考:厚生労働省ホームページ

(教育訓練給付制度)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/index.html

(労働政策審議会職業能力開発分科会)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000092219.html>

文部科学省ホームページ(職業実践力育成プログラム制度)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/index.htm

教育再生実行会議提言（平成27年3月4日）

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」(第六次提言)

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ
(社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

- 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。

「日本再興戦略改訂2015－未来への投資・生産性革命－」 (平成27年6月30日 閣議決定)

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現/若者・高齢者等の活躍推進/グローバル化等に対応する人材力の強化

ii) 未来を支える人材力の強化

①大学等における「職業実践力育成プログラム」認定制度の創設

大学等での、社会人が職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目指し、大学等の社会人や企業のニーズ(経営、会計、IT、マーケティングなど)に応じた実践的・専門的教育プログラムを文部科学大臣が認定し、奨励する仕組み(「職業実践力育成プログラム」認定制度)を構築する。

③職業実践能力の獲得に資する教育プログラムへの教育訓練給付による支援の拡充

「日本再興戦略」を踏まえ、社会人の中長期的なキャリア形成を支援するため、雇用保険法を改正し、①業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程(訓練期間は1年以上3年以内)、②専門学校等の職業実践専門課程(訓練期間は2年)、③専門職大学院の課程(訓練期間は2年以内または3年以内)のうち、厚生労働大臣が指定した講座を受講した場合に、教育訓練給付金の給付割合の引上げや追加支給を可能とする「専門実践教育訓練給付」を創設し、昨年10月から実施している。

今後、「職業実践力育成プログラム」認定制度や「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」で行われる教育プログラム等の実態も踏まえつつ、「専門実践教育訓練給付」の対象講座の在り方等について、仕事と両立しやすい多様で弾力的なプログラムも含め、社会人の職業実践能力の形成に真に効果的なものであるか等の観点から検討を行い、速やかに結論を得る。

6. 大学の力を活用した地方創生



大学進学時における地方間人口移動

- 地方と都市の間を人が移動する機会は、「大学等への入学」、「最初の就職」、「40代ごろの転職・再出発」、「定年」の4つがあるとされている。「人の流れ」を変えるためには、これらを地方に人を呼び込む好機としてとらえるとともに、さらにこの4つ以外にも移動の機会を増やしていく努力が重要である。（日本創成会議・人口減少問題検討分科会「ストップ少子化・地方元気戦略」より）

「学部定員・人口比率」が低い県では、大学進学時に流出超過の状態となっている。

都道府県別「学部定員・人口比率」（平成25年度）

大学進学時の都道府県別流入・流出率（平成25年度）

$$\text{学部定員・人口比率} = \frac{\text{都道府県別入学定員}}{\text{都道府県別18歳人口}}$$

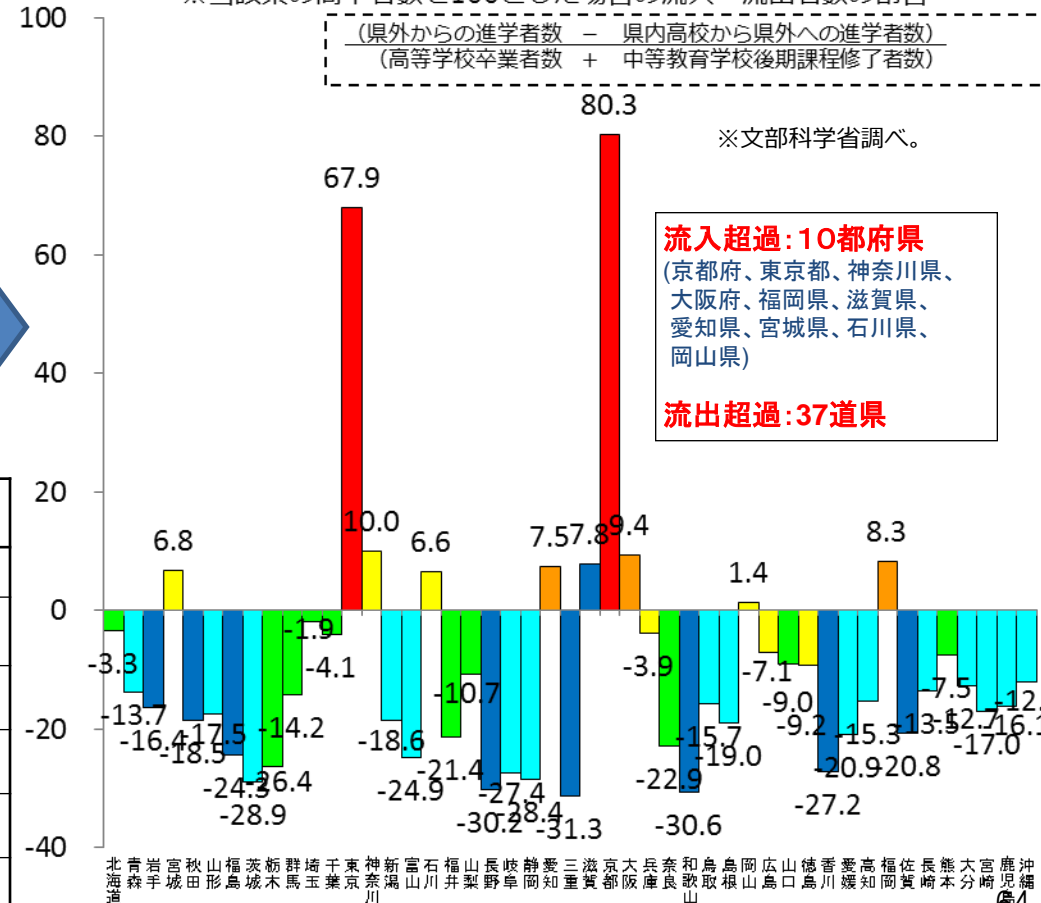
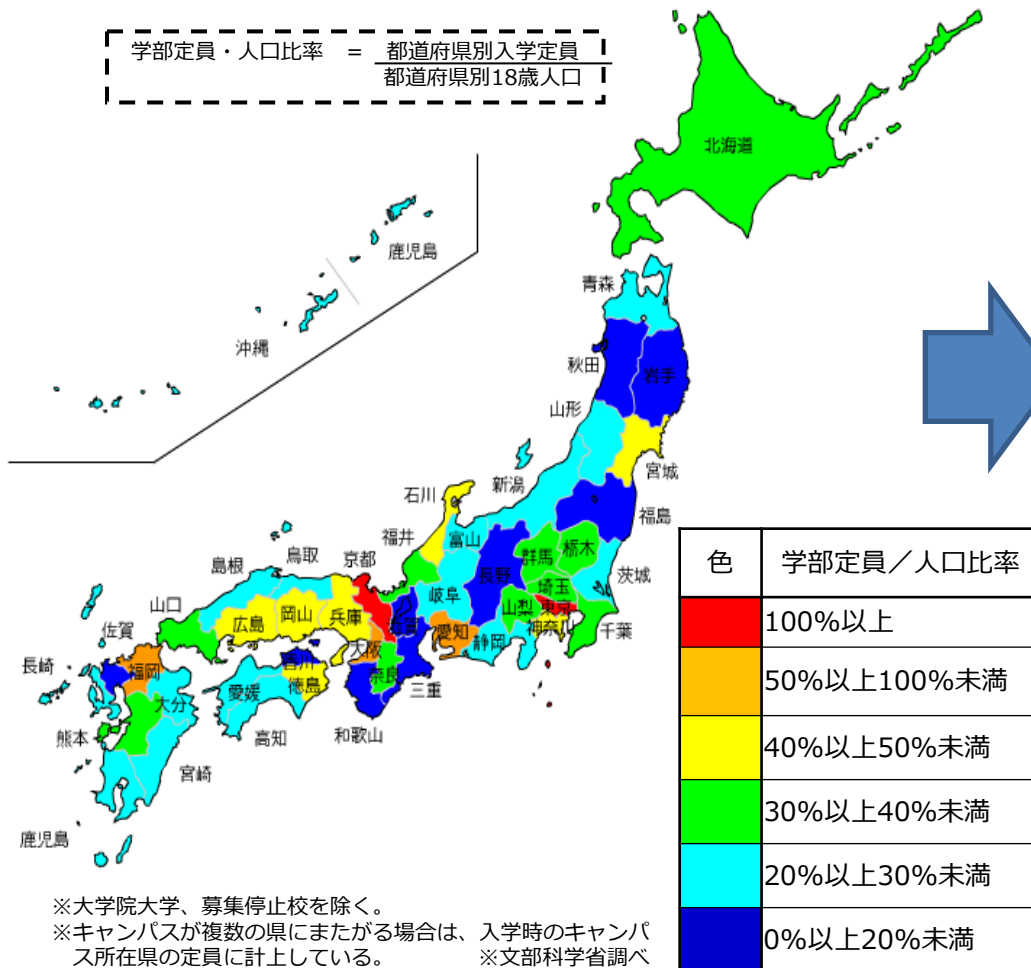
※当該県の高卒者数を100とした場合の流入・流出者数の割合

$$\frac{(\text{県外からの進学者数} - \text{県内高校から県外への進学者数})}{(\text{高等学校卒業生数} + \text{中等教育学校後期課程修了者数})}$$

※文部科学省調べ。

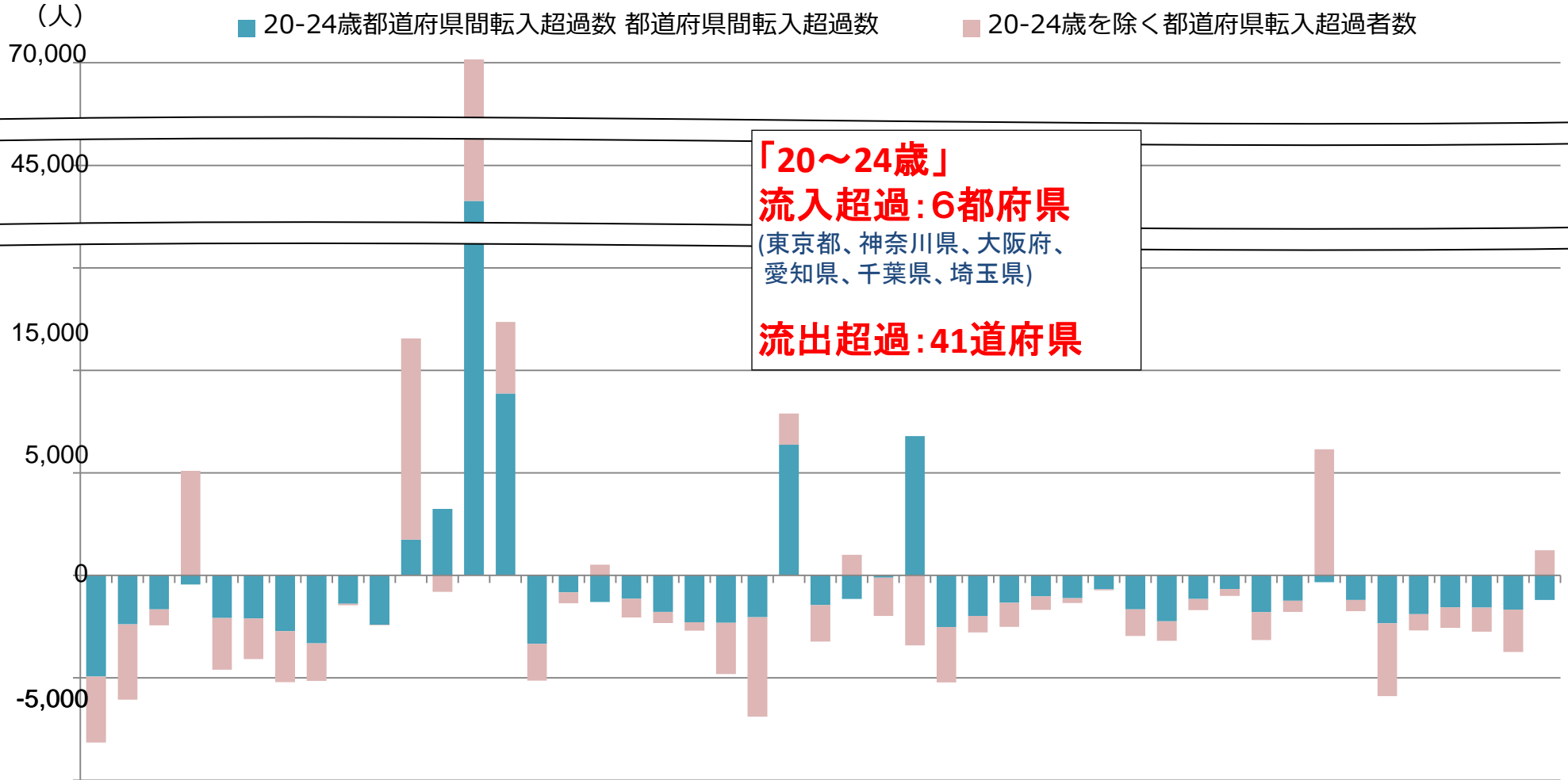
流入超過: 10都府県
 (京都府、東京都、神奈川県、大阪府、福岡県、滋賀県、愛知県、宮城県、石川県、岡山県)

流出超過: 37道県



「20～24歳」における都道府県間人口移動

○ 就職や進学等を機に41道府県の若者が県外に流出（平成25年間）



北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

地方大学等創生5か年戦略（まち・ひと・しごと総合戦略）

【KPI（例）】

- 地域に誇りを持つ教育の推進
- 全学校で学校・地域との連携・協働体制を構築

○ 地方における自県内大学進学者の割合を平均36%まで向上（平成25年度全国平均32.9%）

○ 各事業において、地方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度80%以上を実現する。

○ 地域の企業等との共同研究数を7,800件まで高める（平成23年度5,762件）

○ 地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の就職時における県内就職の割合を平均80%まで向上（平成24年度全国平均71.9%）

小中学校等

高等学校、大学等進学

大学、高等専門学校、専修学校等

就職

社会人

地方大学等創生5か年戦略

1. 知の拠点としての地方大学強化プラン

地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進による地域貢献の活性化

- 「地（知）の拠点大学による地方創生事業」を実施、地域社会と連携した課題解決に取り組む大学を評価・支援
- 国立大学において地域活性化の中核拠点としての機能等の強化を図る取組みを推進
- 私立大学等において経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する取組を推進

2. 地元学生定着促進プラン

大学進学時、大学卒業時の地方からの人口流出の低減、都市部の学生の地方就職の促進

- 奨学金（地方創生枠（仮称）等）を活用した大学生等の地元定着や地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組を推進。
- 地方の学生が都市部の大学の授業を受けられるようICTの活用を推進。
- 大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について、資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。
- 地域に誇りを持つ教育の推進、学校を核とした地域活性化

3. 地域人材育成プラン

地方産業の振興を担い、地方課題の解決に貢献する人材を輩出。地域でグローバルな視点を持った人材が活躍。

- 大学等における地域産業を担う高度な地域人材を育成
- 高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における専門的職業人材の育成を推進
- 地域におけるグローバルリーダー育成（「トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム」等）

- 「国立大学の機能強化」
- 「人口減少の克服に向けた私立大学等の教育研究基盤強化」（新規）
- 「地（知）の拠点大学による地方創生事業」（新規）

- 「学校を核とした地域力強化プラン」（新規）
- 「大学教育再生加速プログラム」（一部新規）
（都市部の学生が地方中小企業へインターンシップに参加）
- 奨学金（地方創生枠（仮称）等）を活用した大学生等の地元定着等

- 「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」
- 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」
- 「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」
- 「我が国の研究開発力を駆動力とした地方創生イニシアティブ」（新規）

地方創生のための大都市圏への学生集中是正策

1. 基本的考え方

○ 本来、各大学においては、適切な教育環境を確保するため、学生定員に対する在籍学生数の割合（「定員充足率」）を1.0とすることが原則として求められる。しかし、現状としては全国で約4万5千人の入学定員超過が生じているところ（平成26年度の私立大学の状況）、そのうち約8割（約3万6千人）が三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の8都府県）に集中。特に、収容定員4,000人以上の大・中規模大学において三大都市圏への集中が約9割（全国約3万1千人のうち三大都市圏に約2万7千人）と顕著。

○ 昨年末に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、こうした大都市圏への学生集中を是正するため、大都市圏の大学等における入学定員超過の適正化に向けた資源配分の在り方等に関する検討を行うことを明記。これらを踏まえ、地方創生の観点から、大学進学時における大都市圏への学生集中を抑制するため、主として大・中規模の大学を対象に、以下の方策を実施。

【参考】「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定）より

「…大都市圏、なかんずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。」

2. 具体的方策

(1) 私立大学等経常費補助金における措置

○ 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする基準を厳格化(①)するとともに、入学定員充足率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入(②)することを、平成31年度までの4年間で段階的に実施。

入学定員充足率		大学規模		
		大規模大学 (収容定員8,000人以上)	中規模大学 (収容定員4,000人以上、8,000人未満)	小規模大学 (収容定員4,000人未満)
現行	全額不交付	1.2倍以上	1.3倍以上	
強化策	①全額不交付 (平成30年度までに段階的に厳格化)	1.1倍以上	1.2倍以上	1.3倍以上
	②学生超過分減額 (平成31年度に措置)	1.0倍超	1.0倍超	1.0倍超

※ なお、各大学が積極的に入学定員充足率を1.0倍とすることを促すため、上記の措置に加え、入学定員充足率を0.95～1.0倍とした場合に私学助成を上乘せするインセンティブ措置を新たに導入(平成31年度に措置)。

(2) 大学等設置認可における措置

○ 既設学部等の入学定員充足率(修業年限4年の場合、開設前年度から過去4年間の平均値)が一定の基準を超える公私立大学による新たな学部等の設置認可申請を認可しないこととする取り扱いに関し、基準の厳格化を図る(平成31年度開設申請分までに段階的に措置)。

	開設年度	区分	大学				短期大学	高等専門学校
		大学規模(収容定員)	4000人以上			4000人未満		
		学部規模(入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満			
現行	—	平均入学定員超過率	1.3倍未満					
強化策	H29年度	平均入学定員超過率	1.25倍未満	1.3倍未満	1.3倍未満	1.3倍未満	1.3倍未満	1.3倍未満
	H30年度	平均入学定員超過率	1.15倍未満	1.2倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満
	H31年度以降	平均入学定員超過率	1.05倍未満	1.1倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満

(3) 国立大学に対する措置

○ 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に当該基準を超過する入学者数分の学生納付金相当額を国庫返納させる基準を厳格化(①)するとともに、入学定員充足率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた教育費相当額を国庫返納させる措置を導入(②)することを、平成31年度までの4年間で段階的に実施。

		学部規模	大規模学部 (学部入学定員 300人超)	中規模学部 (学部入学定員 100人超300人 以下)	小規模学部 (学部入学定員 100人以下)
現行	学生納付金相当額の 国庫返納	入学定員充足率	1.1倍以上		1.2倍以上
強化策	①学生納付金相当額 (平成30年度までに段階的に厳格化)		1.05倍以上	1.1倍以上	1.15倍以上
	②超過入学者数分の教育費 相当額(平成31年度に措置)		1.0倍超	1.0倍超	1.0倍超

3. 具体的方策による効果

○ これらの具体的方策による大都市圏への学生集中抑制の効果について、平成26年度の入学状況の実績に当てはめて試算すると、例えば、私学助成の全額不交付基準の厳格化(2. (1)①)により抑制される定員超過学生(約1万6千人)のうち、三大都市圏において約1万4千人(88.6%)、東京圏において約1万1千人(65.7%)の超過入学者が抑制されることが見込まれる。

平成27年度予定額 4.4億円[新規] (旧COC事業平成26年度予算額 3.4億円)

【背景・課題】

人口減少を契機に、『人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる』という負のスパイラルに陥ることが危惧されている。

地方/東京の経済格差拡大が、東京への一極集中と若者の地方からの流出を招いている。特に、地方圏から東京圏への転入超過は、大学入学時及び大学卒業・就職時の若い世代に集中。

【事業概要】

地方の大学… 地域の自治体や中小企業等と協働し、**地域の雇用創出や学卒者の地元定着率の向上に関する計画を策定** (自治体の教育振興基本計画等へ事業期間中に反映)

東京等の大学… **地方の大学や自治体・中小企業等と協働し**、地方の魅力の向上に資する計画を策定 (協働する自治体の施策等へ事業期間中に反映)

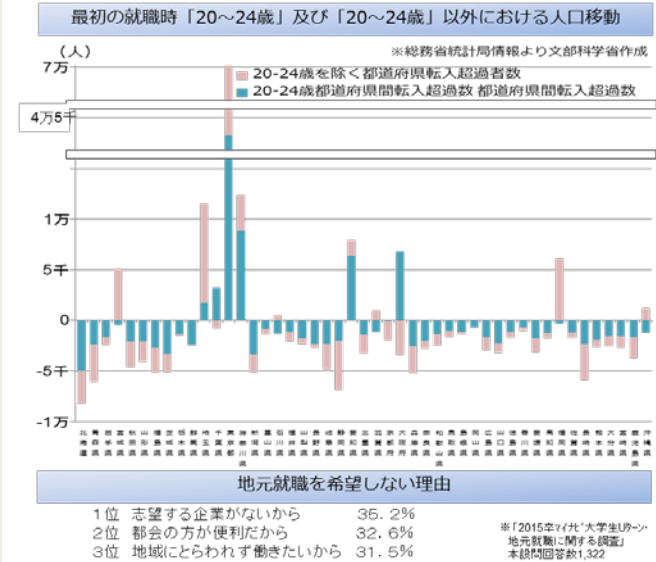
- COC事業の要件を満たした大学が、地域と協働し、**地域を担う人材育成計画を実現するための教育改革を実行**
- COC推進コーディネーターを活用し、都道府県内の他大学や自治体、企業等の**連携先(事業協働機関)を拡大**

⇒ 事業協働機関が設定した目標達成のため、大学力(教育・研究・社会貢献)を結集

※ COC大学は事業協働機関に参加することが事業継続の条件

【支援内容】

地域活性化政策を担う自治体、**人材を受け入れる地域の企業**や**地域活性化を目的に活動するNPO**や**民間団体**等と協働して、地方を担う人材育成に取り組む大学が**COC推進コーディネーター**の活用等により、地方創生を推進・拡大する取組を支援。

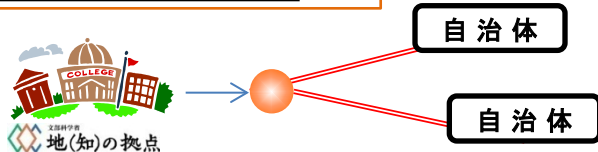


【成果】

- ・事業協働地域における雇用創出
- ・事業協働地域への就職率向上

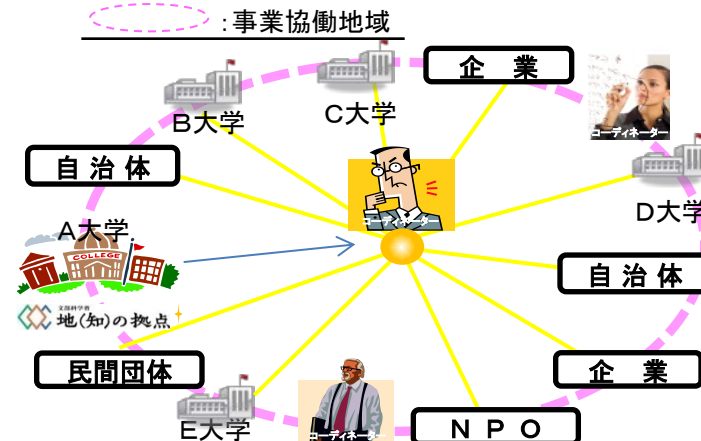
↓
若年層人口の東京一極集中の解消

【COCからCOCへ】



以下の要件を満たした上で、大学の教育・研究・社会貢献機能(シーズ)と地域課題(ニーズ)をマッチング

- ①全学的な取組としての位置付けを明確化
- ②大学の教育研究と一体となった取組
- ③大学と自治体が組織的・実質的に協力
- ④これまでの地域との連携の実績
- ⑤自治体からの支援の徹底 - マッチングファンド方式 -



COC推進コーディネーター

- ・事業協働機関による教育プログラムや就職率向上プラン策定のコーディネート
- ・COC事業成果の連携大学等への普及
- ・地方創生事業連携先の開拓
- ・他県のCOCコーディネーターと協働で全国的なネットワークの構築等

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

【事業イメージ】

地元産業界
一般の寄付等

連携

道府県等

出捐

出捐

総務省

道府県等の基金への出捐額に
特別交付税措置

※ 措置率は0.5

ただし、20~24歳の人口移
動が流入超過の都道府県は、
措置率を0.3とする

※ 地方公共団体の財政力を考慮

「〇〇県人口減少対策・就職支援基金」

【標準的な基金規模※】

年間支援対象者 : 100人
1人あたりの奨学金(貸付)額 : 400万円
⇒ 基金規模 : 4億円

①対象学生を推薦

文科省

独立行政法人
日本学生
支援機構

④要件を満たす者に対して奨学金
の全部又は一部を負担

③奨学金返還

②奨学金貸与

無利子の優先枠
(地方創生枠(仮称)) を設定

大学生等

対象者の要件

- ・当該特定分野の学位や資格の取得
- ・「地方経済を支える基幹産業」や「戦略的に振興する産業分野」に係る地元企業に就職など

※ 地方公共団体と地元産業界が合意して設定

地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※既に基金を造成している都道府県の事例を参考に算出したもの。

実際の事業執行にあたっては、各地方公共団体が設定。

7. 予算関係

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進（大学教育再生戦略推進費【再推費】） （平成28年度概算要求額 457億円（前年度 428億円））

【大学教育再生の戦略的推進】

1 世界をリードする教育拠点の形成

○博士課程教育リーディングプログラム	概算要求額	178億円（178億円）
○スーパーグローバル大学等事業	概算要求額	87億円（87億円）
○大学の世界展開力強化事業	概算要求額	24億円（24億円）
○成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）	概算要求額	12億円（4億円）

2 革新的・先導的教育研究プログラムの開発推進

（1）大学教育の質の向上の手法開発に資するモデル構築

○高大接続改革推進プログラム	概算要求額	30億円（新規）
○大学間連携共同教育推進事業	概算要求額	22億円（22億円）
○経営系専門職大学院の国際競争力強化促進事業	概算要求額	3億円（新規）

（2）大学の機能別分化の推進に資するモデル構築

○地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）	概算要求額	44億円（44億円）
-----------------------------	-------	------------

【高度医療人材の養成と大学病院の機能強化】

○先進的医療イノベーション人材養成事業	概算要求額	32億円（32億円）
○大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	概算要求額	11億円（10億円）

大学の世界展開力強化事業

平成28年度概算要求額 24億円
(平成27年度予算額 24億円)

目的

世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する。

概要

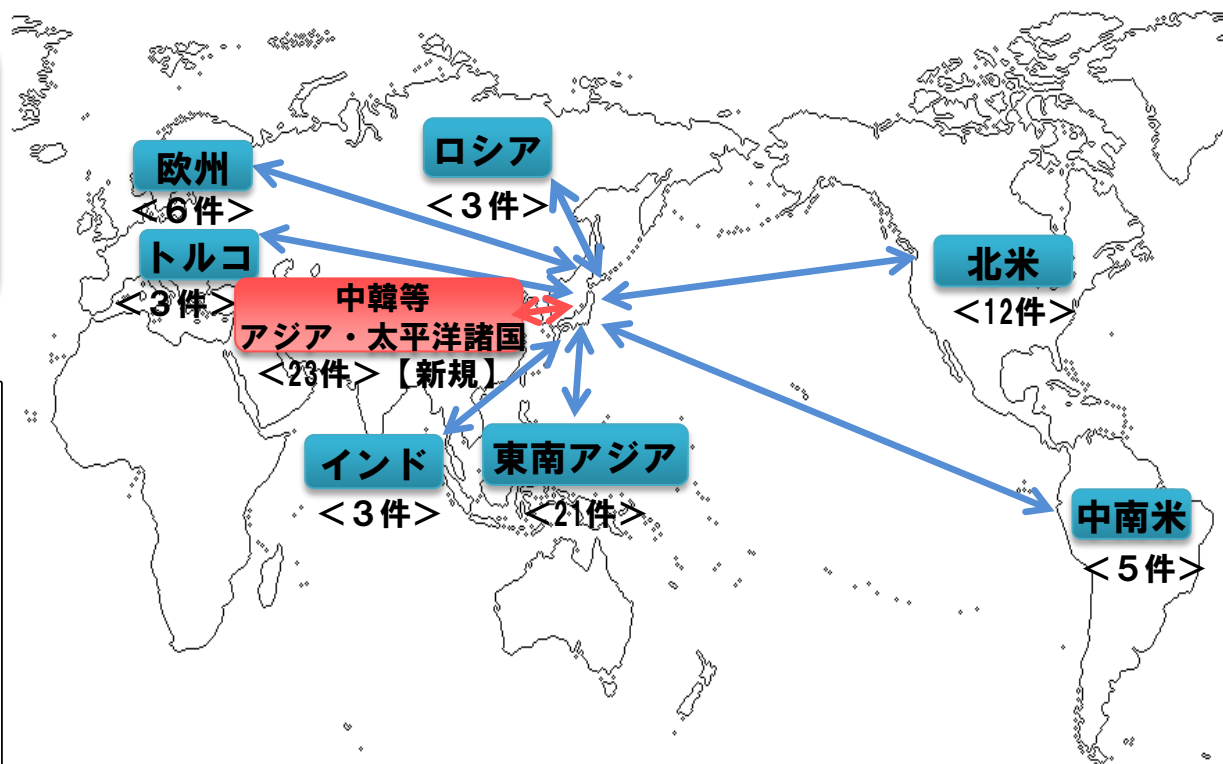
地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援。これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進。

取組例

- ✓ 先導的大学間交流モデルの開発
- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓ 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓ 学修成果や教育内容の可視化

成果

1. 学生交流増による、留学生30万人受入、日本人学生12万人海外派遣（2020年まで）達成への貢献
2. 海外連携大学との教育プログラム構築・実施に伴う我が国大学のグローバルな展開力の強化
3. 交流の相手国・地域との平和的友好関係の強化



大学の世界展開力強化事業－アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化－

平成28年度概算要求額 9.8億円【新規】

目的

我が国大学とアジア・太平洋諸国の大学の交流枠組みを強化することで、学生交流数の更なる増加と我が国の大学がグローバルに展開する力の強化を図るとともに、当該地域での人材育成に貢献することにより、これらの地域の諸国との友好関係の強化を図る。

事業概要

将来のアジア高等教育圏の形成を見据え、アジア・太平洋諸国(中韓、中央アジア、アセアン諸国等)の大学と我が国大学との間で質の保証を伴った大学間交流を実施する。

1. 大学間交流の枠組みの構築 (60,000千円×13件)

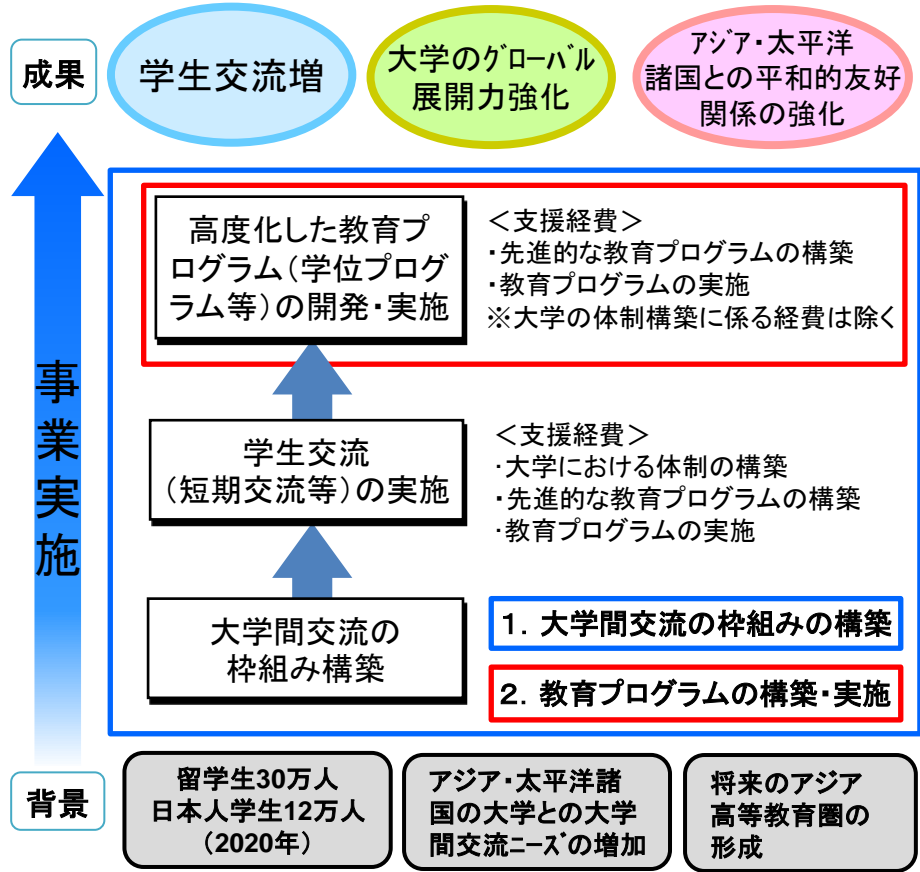
<枠組み>
新たな大学コンソーシアムを構築

<取組内容>
①「学生交流のためのガイドライン※」及び今後策定予定の「留学証明ガイドライン」に基づく学生交流を実施
※「アセアン+3高等教育の流動性と質保証に関するワーキング・グループ」において、域内における質の保証を伴った学生交流を促進するためのガイドラインを策定。
②域内における同ガイドラインの普及拠点を形成。

2. 教育プログラムの構築・実施 (20,000千円×10件)

<枠組み>
既存の交流枠組みを活用した大学コンソーシアム

<取組内容>
既存の学生交流をもとに、より高度化した国際的な教育プログラム(学位プログラム(ダブルディグリー、ジョイントディグリー等))の開発・実施



成果

1. アジア・太平洋諸国との学生交流増による、留学生30万人受入、日本人学生12万人海外派遣(2020年まで)達成への貢献
2. 海外連携大学との教育プログラム構築・実施に伴う我が国大学のグローバルな展開力の強化
3. 我が国とアジア・太平洋諸国との平和的友好関係の強化

成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)

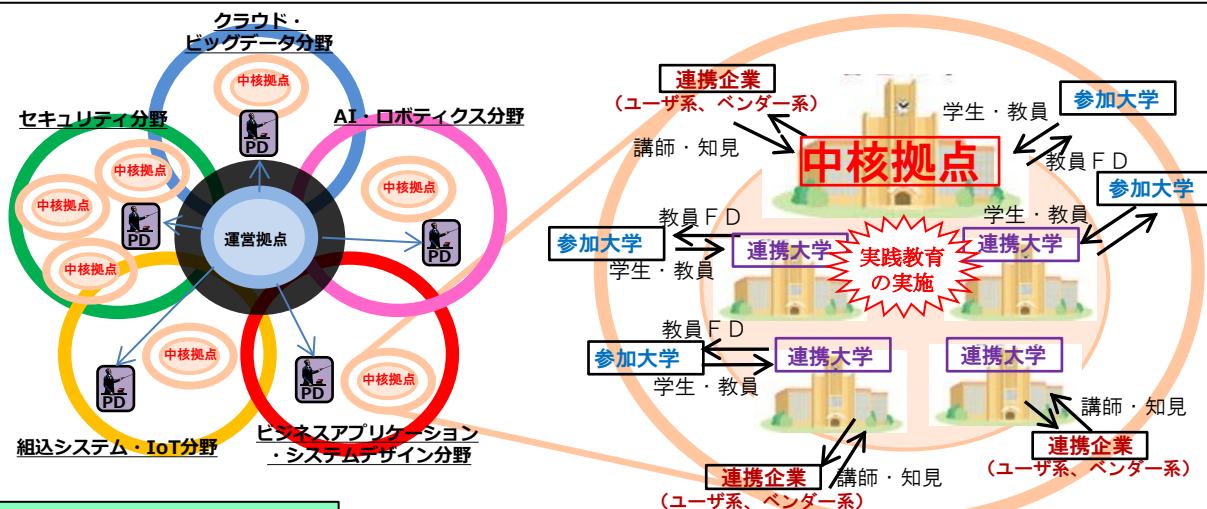
平成28年度概算要求額 12億円

情報通信技術の飛躍的な発展（ビックデータやAI、IoT等）を支えるとともに、サイバーセキュリティーに関する人材の育成は喫緊の課題

→ エンピット
産業界から高い評価を受けているenPiTによる実践教育ネットワーク形成活動を深化・発展させ、課題解決型の学習等の実践的な教育を強力に推進し、人材育成機能を強化する。

事業の概要

- **大学間・産業界との協力体制を構築**し、広く**他大学からの学生も受け入れ**、課題解決型学習等により、該当分野の人材育成を行う優れた目標・計画を掲げ、取組を実施する大学を『**中核拠点**』として選定し支援
 - ◆中核拠点数：7大学程度を想定
 - ◆支援機関：5年（H28～32）
 - ◆育成対象：学部3or4年・大学院1年、教員（アクティブラーナー）
- 中核拠点および**中核拠点と連携し実践教育を実施する大学**（『**連携大学**』）で、課題解決型学習による人材育成を実施
- 実践教育活動に協力する企業（『**連携企業**』）、教員や学生を派遣する大学（『**参加大学**』）による全国規模の一大実践教育ネットワークを形成

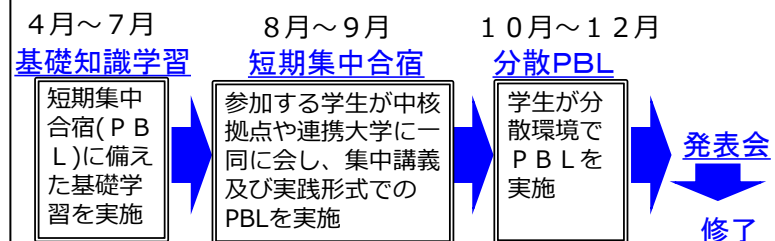


- ◆さまざまな大学から中核拠点・連携大学に学生が集い、チームによる開発プロセスを実際に体験
- ◆実際の機器を触りながら、PBL演習を実施
- ◆実務家講師による指導、PBLの成果の講評

期待される効果

- 従来の産業構造やビジネスモデルからの変革に対応する、**情報技術を高度に活用して社会の具体的課題を解決することのできる人材を育成**し、我が国の成長に貢献
- 1大学では実現困難な人的交流とPBLを効率的に実施する**全国規模の一大実践教育ネットワーク**が形成・強化され、**支援終了後は自立的な実施が可能**

実践教育のフレームワーク



高大接続改革推進プログラム

平成28年度概算要求額 30億円【新規】

目的

- 初等中等教育から高等教育まで一貫した、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」からなる「**学力の三要素**」の**育成システムの構築**
- 大学教育の入口から出口までを通じた社会との連携の強化、一体的かつ高水準な教学マネジメントの確立、及びそれに基づく**学生の学修時間の飛躍的増加など大学教育の質的転換**

平成27年「骨太方針」

(教育再生) 高校教育・大学教育と入学者選抜を通じた高大接続改革、成績評価・卒業認定の厳格化等を推進する。

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月22日中央教育審議会答申)

「高大接続」の改革は、「大学入試」のみの改革ではない。その目標は、「大学入試」の改革を一部に含むものではあるが、高等学校教育と大学教育において、十分な知識・技能、十分な思考力・判断力・表現力、及び主体性を持って多様な人々と協働する力の育成を最大限に行う場と方法の実現をもたらすことにある。

一体的に策定された**3つのポリシー**（入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針）に基づき、**大学における教育内容、学習・指導方法、評価方法等の抜本的転換**に先進的に取り組む**大学等**を支援する。

入学者受入れの方針

(アドミッション・ポリシー)

大学で学ぶ意義や目的的理解

教育課程編成・実施の方針

(カリキュラム・ポリシー)

体系的なカリキュラムによる能動的・主体的な学修

学位授与の方針

(ディプロマ・ポリシー)

学位にふさわしい能力の修得

卒業

教育の質の抜本的転換

「学力の三要素」の育成システムの構築
学修時間の増加

円滑な高大接続

社会が求める人材の輩出

各種アセスメント、学修行動調査、学修評価のためのルーブリックの開発等により、取組状況を逐次測定し、不断に見直し

- 高等学校と大学が連携した教育プログラムの推進と成果の活用
- 主体的・能動的学修を促す初年次教育の開発と実施

- 効果的なアクティブ・ラーニングの実施
- 教職員の資質向上と教育活動・業績の評価

- OGPA等による厳格な卒業認定
- 企業の採用選考等における学修成果の活用促進

入口から出口まで、一体的かつ高水準な教学マネジメントの確立

(全過程を通じて地域社会、国際社会、産業界等の社会との関わりを重視)

課題・背景

- 世界的評価が確立している海外の認証機関による認証を得ている経営系専門職大学院はなく、**グローバル化への対応に遅れ**
- 専門職大学院による高度専門職業人養成については一定の普及・定着が図られてきたが、経営分野では**成長が見込まれる分野に特化した経営人材養成は未発達**
- 成長が見込まれる分野の高度専門職業人養成は、我が国の経済が成長し、労働生産性が向上するには必要不可欠であり、**海外との競争に打ち勝てる高度専門職業人を輩出するシステムの構築**が必要

概要

- 我が国の**成長戦略の柱**として、専門職大学院の**高度専門職業人養成機能の抜本的強化**を図るため、グローバル化や教育の質を確保する観点から**専門職大学院制度の検証・見直し**を行うとともに、当該制度見直しと相まって、**経営系専門職大学院の国際競争力を強化し、世界基準の経営人材を養成するための取組を支援**

専門職大学院制度の検証・見直し

<検証の視点>

- ・第一線の実務家の専門職大学院教育への参画を促進
- ・国際的な評価機関の評価の受審を促進
- ・多忙な社会人の専門職大学院での学修を促進

等

- ※2016年年央まで制度の検証・見直しを行い、速やかに制度的措置

事業内容 (※制度の検証・見直しを踏まえ、先導モデルの構築促進)

①国際的な認証の取得を通じたグローバル化の促進

国際認証機関の認証の取得の促進

世界基準の教育プログラムの構築

- 国際ランキングへ挑戦
- 世界トップクラスの大学院等との交流促進
- 優秀な留学生の呼び込み



②世界最先端の経営人材養成プログラムの開発

企業経営者、経営幹部等

より高度かつ実践的な実務教育の提供

国際的に活躍する実務家教員の招へい

世界最先端のビジネスモデルを踏まえたケース教材の開発

※ICTも活用

世界基準の経営人材の養成

Super Advanced MOT and MBA (SAMBA)

専門職大学院ネットワークを構築し連携を強化

③海外トップビジネススクール等との国際交流の促進

海外の協定大学等のネットワークの強化の促進

- グローバル経営での学び (ビジネスモデルを提案)
- 人的ネットワークを構築

④分野に特化した高度な教育プログラムの開発

MOT、MBA

成長が見込まれる分野の大学院や企業等と連携

農業経営 (アグリビジネス)、食、ファッション経営、コンテンツ、ツーリズム、まちづくり、知的財産 等



ご清聴ありがとうございました



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN